大船渡市地域防災計画 令和5年度修正案

令和6年3月 大船渡市防災会議

大船渡市地域防災計画 (本編/地震·津波災害対策編) 新旧対照表(案)

大船渡市地域防災計画 新旧対照表

目次

本編		章 総則
第5		災害時における個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6	節	防災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7	節	大船渡市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
本編		章 災害予防計画
第1		防災知識普及計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3		防災訓練計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第5		通信確保計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第6		避難対策計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第7		要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8		食料、生活必需品等の備蓄計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第13	節	交通施設安全確保計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第16		風水害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第17	′節	津波・高潮災害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第18	節	土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第20)節	林野火災予防計画 1
第21	節	農業災害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1
本編		章 災害応急対策計画
第1		活動体制計画
第2		気象予報・警報等の伝達計画
第4		情報の収集・伝達計画
第6		交通確保・輸送計画
第8		水防活動計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · 2
第9	節	相互応援協力計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第10		自衛隊災害派遣要請計画 · · · · · · · · · 2
第13		災害救助法の適用計画
第14	節	避難・救出計画
第15	節	医療・保健計画
第16	節	食料、生活必需品等供給計画 · · · · · · · · · 2
第18	節	応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第24		ライフライン施設応急対策計画······ 2
第25		公共土木施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第30)節	防災へリコプター出動要請計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
地震·		災害対策編 第1章 総則
第1		計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第4		防災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第6	節	地震、津波の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	津波	災害対策編 第2章 災害予防計画
第1		防災知識普及計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · 2
第3		防災訓練計画 · · · · · · · · · · · · · · 3
第5		避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第6		要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第11	節	交通施設安全確保計画 · · · · · · · · · · · · · · · · 3

地震・津波	X災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
	津波警報・地震情報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	交通確保・輸送計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第13節	災害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第14節	避難・救出計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
地震・津波	び災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則	38
第2節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項・・・・・・3	
第3節	関係者と連携協力の確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項・・・・・・・・・・・	
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	防災訓練に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・	47

本編 第1章 総則

頁	現計画	修 正 案
	第5節 災害時における個人情報の取扱い	第5節 災害時における個人情報の取扱い
1-1-1	市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。	市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう <u>法及び</u> 条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。
修正 理由	○ 所要の修正	

本編 第1章 総則

頁	現	計 画		修	正案
1-1-3	第6節 防災関係機関 第1 [略] 第2 防災関係機関の業 1・2 [略] 3 県	引の責務及び業務の大綱 禁務の大綱	第 6 節 第 1 [略 第 2 防災 1 · 2 3 県] 〔関係機関の業	の責務及び業務の大綱 務の大綱
1-1-5	機関名 市 1 岩手県防災害対策	業務の大綱 方災会議、県本部、現地 本部、災害警戒本部の設 こ関すること。	機関名 市	1 岩手県防 <u>別警戒本部</u> 害警戒本部 こと。 2~10 [略	業務の大綱 5災会議、県本部、 <mark>災害特</mark> 5、現地災害対策本部、災 3、の設置、運営に関する
1 1-0	機 関 名 [略] 東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	業務の大綱 [略] [略]	機 [略] 東日本電 岩手支店 エヌ・テ	関 名 信電話(株) イ・ティ・コ ーションズ 「ドコモ (株) ンク(株)	業務の大綱 [略] [略]
修正 理由	○ 岩手県防災会議条例 ○ 表記の適正化	改正に伴う修正			

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修正案
	第7節 大船渡市の概況	第7節 大船渡市の概況
1-1-9	1~4 [略] 5 気候 気候は、海洋の影響と地理的条件から、四 季を通じて一般に温暖であり、夏涼しく冬温	1~4 [略] 5 気候 気候は、海洋の影響と地理的条件から、四季 を通じて一般に温暖であり、夏涼しく冬温か

かい県内でも過ごしやすい地域である。年間 い県内でも過ごしやすい地域である。年間の の平均気温は 11℃前後で、1月が最も低く 平均気温は 12℃前後で、1月が最も低く8月 8月が最も高い。 が最も高い。 年間降水量は 1,200~1,700mm 程度あり、 年間降水量は 1,500mm 程度あり、梅雨期と 梅雨期と台風期に多く、降雪は1~2月にか 台風期に多く、降雪は1~2月にかけて山間 部に見られるが、平坦地は極めて少ない。 けて山間部に見られるが、平坦地は極めて少 ない。 所要の修正 修正 理由

本編 第2章 災害予防計画

· 1 · /////// ///	2 + 7 1 M H	
頁	現計画	修正案
1-2-2	第1節 防災知識普及計画 第1 [略] 第2 防災知識の普及 1~3 [略] 4 児童、生徒等に対する教育 ○ [略]	第1節 防災知識普及計画 第1 [略] 第2 防災知識の普及 1~3 [略] 4 児童、生徒等に対する教育 ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

<u> </u>	2 草	
頁	現 計 画	修正案
	第3節 防災訓練計画	第3節 防災訓練計画
1-2-6	第 1 [略] 第 2 実施要領 1 実施方法 (1) [略] (2) [略]	第 1 [略] 第 2 実施要領 1 実施方法 (1) [略] (2) [略]
	ア・イ [略] ウ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。	ア・イ [略] ウ 地震、津波、風水害等の想定に基づき 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。
	訓練別訓練項目	訓練別訓練項目
	防災訓練 1 <u>訓練</u> 災害対策本部の設置訓練 2~9 [略]	防災訓練 1 災害対策本部の設置 <u>・運営</u> 訓練 2~9 [略] 10 避難所開設・運営訓練 11 自衛隊災害派遣要請訓練 12 要配慮者を対象とした訓練
	[略]	[略]
1-2-7	2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に 留意する。 (1) 地域の実情を踏まえた災害想定 訓練の実施に当たっては、当市のおかれて いる地勢的な条件や津波等の過去の災害履 歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行 う。	2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に 留意する。 (1) 地域の実情を踏まえた災害想定 訓練の実施に当たっては、ハザードマップ や被害想定を活用するなど、当市のおかれて いる地勢的な条件や津波等の過去の災害履 歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行 う。

(2) 訓練災害対策本部の設置

市に訓練災害対策本部を設置し、当該本部 が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常 招集訓練等を実施する。

(3) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立する ため、市内外の主要防災関係機関の参加を得 て各種訓練を実施すること。

特に、災害時における岩手県防災航空隊及び自衛隊との連携強化を図るため、災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(4) 地域住民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、民間企業等の各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

(5) 広域的な訓練の実施

「略]

(6) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、 幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の参 加を得て各種の訓練を実施する。

(7) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、 地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(8) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機 関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機 的に連携した訓練を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練実施に当たっては、所有する専用車両、 資機材を有効に活用する。

(2) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立する ため、市内外の主要防災関係機関の参加を得 て各種訓練を実施すること。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、民間企業等の各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の参加を得て各種訓練を実施する。

(4) 広域的な訓練の実施

[略]

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効 に活用し合同しての訓練、あるいは各訓練が 有機的に連携した訓練を実施する。

修正

○ 防災基本計画の修正に伴う修正

理由 (

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
	第5節 通信確保計画	第5節 通信確保計画
	第 1 [略]	第 1 [略]
1-2-10	第2 通信施設・設備の整備等	第2 通信施設・設備の整備等
	1・2 [略]	1・2 [略]
	3 その他の通信施設の整備	3 その他の通信施設の整備
	○ 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、	○ 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝
	災害情報収集等のため、防災関係機関の内	達、災害情報収集等のため、防災関係機関
	部及び相互間の通信施設・設備の整備を図	の内部及び相互間の通信施設・設備の整備
	るとともに、その運用、輸送体制等の整備	を図るとともに、その運用、輸送体制等の

	に努める。	整備に努める。
修正理由	○ 表記の適正化	

本編 第	2章 災害予防計画	
頁	現 計 画	修 正 案
	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画
	±± 4	位 4 「m々]
1-2-11	第1 [略] 第2 避難計画の作成	第1 [略] 第2 避難計画の作成
1-2-11	第2 姓無司回のTFル 1 避難計画	第2 歴報計画の作成
	〇 [略]	○ [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	○ [略]	〇 [略]
	○ [略]	〇 [略]
1-2-12	○ 避難計画の作成に当たっては、夜間等	○ 避難計画の作成に当たっては、夜間等
	様々な条件を考慮するとともに、避難支援	様々な条件を考慮するとともに、避難支援
	<u>従事</u> 者(消防団、自主防災組織、民生委員、	等実施者(消防団、自主防災組織、民生委
	社会福祉施設職員等の者であって、避難の	員、社会福祉施設職員等の者であって、避難
	誘導、避難者の確認等に従事する者をい う。)の危険を回避するため、防災対応や避	の誘導、避難者の確認等に従事する者をい う。)の危険を回避するため、防災対応や避
	難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手	難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手
	段等の安全確保策を定める。	段等の安全確保策を定める。
	〇 [略]	○ [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	○ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体	○ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体
	制として、 <u>洪水予報河川等及び</u> 水位周知 <u>下</u>	制として、水位周知 <u>河川</u> については、水位
	<u>水道</u> については、水位情報、堤防等の施設	情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、
	に係る情報、台風情報、洪水警報等により	洪水警報等により具体的な避難指示等の発
	具体的な避難指示等の発令基準を設定する	令基準を設定するものとする。それら以外
	ものとする。それら以外の河川等について	の河川等についても、氾濫により居住者や
	も、氾濫により居住者や地下空間、施設等	地下空間、施設等の利用者に命の危険を及
	の利用者に命の危険を及ぼすと判断したも のについては、同様に具体的な避難指示等	ぼすと判断したものについては、同様に具 体的な避難指示等の発令基準を策定するこ
	の発令基準を策定することとする。また、	ととする。また、安全な場所にいる人まで
	安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所	指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑
	等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生	や交通渋滞が発生するおそれ等があること
	するおそれ等があることから、災害リスク	から、災害リスクのある区域に絞って避難
	のある区域に絞って避難指示等の発令対象	指示等の発令対象区域を設定するととも
	区域を設定するとともに、必要に応じて見	に、必要に応じて見直すよう努めるものと
	直すよう努めるものとする。国土交通省、	する。国土交通省、気象庁及び県は、市町
	気象庁及び県は、市町村に対し、これらの	村に対し、これらの基準及び対象区域の設
	基準及び対象区域の設定及び見直しについ	定及び見直しについて、必要な助言等を行
	て、必要な助言等を行うものとする。	うものとする。
1_9_14	2・3 [略] 第3 避難場所等の整備等	2・3 [略] 第3 避難場所等の整備等
1-2-14	第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備	第3 避難場所等の整備等 1 避難場所等の整備
	O [略]	O [略]
	〇 [略]	O [略]
	避難場所「ア [略]	避難場所「ア「略」
	イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険の	イ がけ崩れ、津波、浸水等の危険
	ない場所及び付近に多量の危険	のない場所及び付近に多量の危

	[略]	物等が蓄積されてなること。 ウ〜カ [略] [略]	い場所であ	[略]	険物等が蓄積されてない場所であること。ウ~カ [略][略]
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正				
理由	○ 表記の適正化				

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案		
	第7節 要配慮者の安全確保計画	第7節 要配慮者の安全確保計画		
1-2-18	第 1 基本方針	第 1 基本方針		
	市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及	市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達		
	び避難行動要支援者避難支援計画等を策定する	されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制		
	とともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県	を定めるとともに個別避難計画の作成に努め		
	等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療	る。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県 な。別が、関係が関係を推測を表する。		
	提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等	等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療		
	の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安	提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等		
	全確保を図る体制づくりを進める。	の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安		
	然 6 中华亚径	全確保を図る体制づくりを進める。		
	第2 実施要領	第2 実施要領		
	1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画		
	○ 市は、避難行動要支援者に関する情報(住	○ 市は、避難行動要支援者に関する情報(住		
	居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平 常時から収集し、避難行動要支援者名簿を	居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平		
	市時から収集し、避難11期券又抜有名牌を 整備の上、電子データ、ファイル等で管理、	常時から収集し、避難行動要支援者名簿を 整備の上、電子データ、ファイル等で管理、		
	関係機関と共有するとともに、一人ひとり の避難行動要支援者に対して複数の避難支	関係機関と共有するとともに、一人ひとり の避難行動要支援者に対して複数の避難支		
	の避難11期要又抜有に対して複数の避難又	の避難打動奏又仮有に対して複数の避難又 援 <mark>等関係</mark> 者を定める等、避難支援プランを		
		仮 す関応 有を足める寺、避無又版ノノンを 策定する。		
	る。 ○ 「略]			
	○ ○ □噌□ 2 災害情報等の伝達体制の整備	│		
	2	2 火音情報等の伝達体制の登開 ○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地		
	域(近隣)の共助を基本とし、市は、避難	域(近隣)の共助を基本とし、市は、避難		
	行動要支援者への避難支援対策に対応した	行動要支援者への避難支援対策に対応した		
	一	一		
	一 同 同	や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援		
	者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達	者及び避難支援 <mark>等関係</mark> 者までの迅速・確実		
	有及い避難又援有ましの迅速・確美な仏達 体制の整備を行う。	有及の避難又復 <mark>等関係</mark> 有までの迅速・催失しな伝達体制の整備を行う。		
		は四年平間や笹畑で打り。		
修正	○ 表記の適正化			
理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
	第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画	第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画
	第1・第2 [略]	第1・第2 [略]
1-2-21	第3 市の役割	第3 市の役割
	○ 飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活	○ 飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活
	に必要な物資(以下この節において「物資」と	に必要な物資(以下この節において「物資」と
	いう。)の備蓄計画(品目、数量、配置場所)	いう。)の備蓄計画(品目、数量、配置場所)
	を定めるものとし、計画を定める場合にあっ	を定めるものとし、計画を定める場合にあっ
	ては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)	ては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)
	のニーズの違いや高齢者、障害者、難病患者、	のニーズの違いや高齢者、障害者、難病患者、

食物アレルギーを有する者、<u>外国人</u>、乳幼児 及び妊産婦等(要配慮者)の多様なニーズに 配慮する。

[略]

第4 市民及び事業所の役割

- 1 市民の役割
 - 各家庭において、家族の3日分程度の物 資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う よう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、 電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、 石油ストーブ等 食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由 により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦 等(要配慮者)の多様なニーズに配慮する。 [略]

第4 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

○ 各家庭において、家族の3日分程度の物 資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う よう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料<u>(アレルギー対応含む)</u>、ラジオ、 懐中電灯・ローソク、<u>予備</u>電池、医薬品、携帯 トイレ、<u>下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、</u> 紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、 カセットコンロ、石油ストーブ等

修正 理由 ○ 所要の修正

本編 第2章 災害予防計画

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
頁	現 計 画	修正案
	第 13 節 交通施設安全確保計画	第 13 節 交通施設安全確保計画
	第1・第2 [略]	第1・第2 [略]
1-2-30	第3 鉄道施設	第3 鉄道施設
	1 [略]	1 [略]
	2 防災業務施設・設備の整備	2 防災業務施設・設備の整備
	○ 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測	○ 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観
	施設相互間の連絡等に必要な気象観測設	測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設
	備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。	備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
修正	○ 所要の修正	
理由	○ 表記の適正化	

頁 現 計 画 修 正 案	
第16節 風水害予防計画	
第1 [略]	
第2 風水害に強いまちづくり 第2 風水害に強いまちづくり	
○ [略] ○ [略]	
(略)	
○ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の	
緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、	
緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節	
に最大限活用するため、利水ダム等の事前放	
流の取組を推進するものとする。	
第3~第4 [略]	
1-2-37 第5 治山事業 第5 治山事業 第5 治山事業	
○ 農林水産省林野庁及び地方公共団体は、流 ○ 県は、山地災害危険地区等にお	ける治山施
木災害の発生するおそれのある森林につい <u>設の整備等のハード対策に加え、</u>	市町村にお
て、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森 ける避難体制の整備に資する山地	災害危険地
林整備などの対策を推進する。また、脆弱な区に関する地図情報等の提供や市	町村との連

地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流 木対策などを複合的に組み合わせた治山対策 を推進するとともに、山地災害危険地区等の 定期点検等を実施するものとする。

第6~第8 [略]

第9 浸水想定区域の公表及び周知

- [略]
- 〇 「略〕
- [略]
- [略]
- 〇 [略]

1-2-37

1-2-38

○ 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水 想定区域(以下、本節中「浸水想定区域」とい う。)の指定があったときは、市計画において、 浸水想定区域ごとに、<u>洪水予報等(水位情報を含む。</u>以下本節において同じ。)の伝達方法、 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓 練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を 図るために必要な事項について定める。

浸水想定区域指定・公表河川

水系•河川 名	指定公表年月日	備考
盛川水系・ 盛川	平成 18 年 9 月 29 日	岩手県告示 第 943 号

○ 市は、浸水想定区域内にある地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難をで洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を(大規模な工場その他地域の社会経済活動に定める地域として市が条例でするといる影響が生じる施設として市があるものの方者とは管理者から申し出があるものの施設の「所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、洪水予報等を伝達するものとする。

ア [略]

イ 洪水予報等の伝達

- 施設の所有者又は管理者及び自衛水防 組織の構成員並びに住民に対する<u>洪水予</u> 報等の伝達は、次の方法により行う。
- [略]
- 市は、市計画に定めた<u>洪水予報</u>等の伝達方法、避難場所<u>等を</u>住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ

携・協力による監視体制及び連絡体制の強化 等ソフト対策の一体的な実施による減災効果 の向上を図るとともに、森林の整備・保全の 推進により、山地災害の発生防止に努める。 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出 量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる 河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対 応するため、流域治水の取組と連携しつつ、

___ 土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木

第6~第8 [略]

第9 浸水想定区域の公表及び周知

対策等を推進する。

- [略]
- [略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 〇 「略]
- 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水 想定区域(以下、本節中「浸水想定区域」とい う。)の指定があったときは、市計画において、 浸水想定区域ごとに、水位情報等(以下本節 において同じ。)の伝達方法、避難場所及び避 難経路に関する事項、避難訓練に関する事項 その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要 な事項について定める。

浸水想定区域指定・公表河川

水系•河川 名	指定公表年月日	備考
盛川水系• 盛川	令和2年2月12日	岩手県告示 第 <u>61</u> 号
<u>綾里川水</u> <u>系・綾里川</u>	令和4年3月22日	<u>岩手県告示</u> 第162号
<u>盛川水系・</u> 鷹生川	令和5年3月24日	<u>岩手県告示</u> 第 180 号

○ 市は、浸水想定区域内にある地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模な工場その他地域の社会経済活動に定める、規模な工場での施設として市が条例でするといるを選挙が生じる施設として市が条例で有者とは管理者がありとがあるものの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、水位情報等を伝達するものとする。

ア [略]

イ 水位情報等の伝達

- 施設の所有者又は管理者及び自衛水防 組織の構成員並びに住民に対する<u>水位情</u> 報等の伝達は、次の方法により行う。
- 〇 [略]
- 市は、市計画に定めた水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する 事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に 関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅

7

等) の配布その他の必要な措置を講じる。

○「略〕

第10 「略]

第11 関係者間の密接な連携体制の構築

○ 水災については、複合的な災害にも多層的 に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる ためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体 的に推進することを目的として、国土交通大 臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害 を軽減するためのハード・ソフト対策を総合 的かつ一体的に推進することを目的として 「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模 氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共 団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共 交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理 者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築 するものとする。

速な避難の確保を図るため必要な事項 並びに浸水想定区域内の地下街等、要配 慮者利用施設、大規模工場等の名称及び 所在地について住民に周知させるため、 これらの事項を記載した印刷物(洪水ハ ザードマップ、内水ハザードマップ等) の配布その他の必要な措置を講じる。

○「略〕

第10 「略]

第11 関係者間の密接な連携体制の構築

- 水災については、気候変動による影響を踏 まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるた めのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的 に推進することを目的として、国土交通大臣 及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議 会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流 域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団 体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交 通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者 等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係 者が協働し、「流域治水」の取組を推進するた めの密接な連携体制を構築するものとする。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の 緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、 緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節 に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協 議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の 取組を推進するものとする。

修正 理由

- 防災基本計画の修正に伴う修正
- 所要の修正

本編 第2章 災害予防計画

1 NHH 277	2 年 火日 1 約 日 四	
頁	現 計 画	
	第17節 津波・高潮災害予防計画	第17
1-2-41	 第 1 ~第 4 [略] 第 5 高潮浸水想定区域の指定等	第 1 ~第 4 第 5 高潮流
1 2 41		〇 [略]
	○ 市は、高潮浸水想定区域の指定があったと	○ 市は、
	きは、市計画において、高潮浸水想定区域ご	きは、「
	とに、 <u>洪水予報</u> 等の伝達方法、避難場所及び	とに、2
	避難経路に関する事項、避難訓練に関する事	避難経路
	項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保	項その何

を図るために必要な事項について定める。 ○ 高潮浸水想定区域内に地下街等(地下街そ の他地下に設けられた不特定かつ多数の者が 利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑か つ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るこ とが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時 に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要 なもの又は大規模工場等(大規模な工場その 他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる 施設)の所有者又は管理者から申出があった 施設で洪水時に浸水の防止を図る必要がある ものについて、これらの施設の名称及び所在 地について市計画に定めるとともに、これら の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織

正 7節 津波・高潮災害予防計画

「略]

浸水想定区域の指定等

- 、高潮浸水想定区域の指定があったと 市計画において、高潮浸水想定区域ご 水位情報等の伝達方法、避難場所及び 路に関する事項、避難訓練に関する事 この他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保 を図るために必要な事項について定める。
- 高潮浸水想定区域内に地下街等(地下街そ の他地下に設けられた不特定かつ多数の者が 利用する施設)で高潮時等に利用者の円滑か つ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るこ とが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時 に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要 なもの又は大規模工場等(大規模な工場その 他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる 施設)の所有者又は管理者から申出があった 施設で洪水時に浸水の防止を図る必要がある ものについて、これらの施設の名称及び所在 地について市計画に定めるとともに、これら の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織

の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定 の構成員に対する水位情報等の伝達方法を定 める。 める。 ○ 市は、市計画に定めた
水位情報等の伝達方 ○ 市は、市計画に定めた洪水予報等の伝達方 法、避難場所等を住民に周知させるため、こ 法、避難場所等を住民に周知させるため、こ れらの事項を記載した印刷物(高潮ハザード れらの事項を記載した印刷物(高潮ハザード マップ等) の配布その他の必要な措置を講じ マップ等) の配布その他の必要な措置を講じ 修正 ○ 表記の適正化 理由

本編 第	2章 災害予防計画	
頁	現計画	修正案
	第18節 土砂災害予防計画	第18節 土砂災害予防計画
1-2-43	第1~第3 [略] 第4 土砂災害防止対策の推進 ○ [略] ○ [略] ○ 市は、土砂災害警戒区域等の指定があった ときは、当該警戒区域ごとに次の事項につい て定める。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並 びに予報又は警報の <u>発令</u> 及び伝達に関する 事項 イ~カ [略]	 第1~第3 [略] 第4 土砂災害防止対策の推進 ○ [略] ○ 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項イ~カ [略]
	○ [略]	○ [略] ○ [略] ○ 県及び市は、盛土による災害防止に向けた 総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土に ついて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等 の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了 するまでの間に、市において地域防災計画や 避難情報の発令基準等の見直しが必要になっ た場合には、適切な助言や支援を行うものと する。
1-2-44	第5 [略] 第6 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関 ○ 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険 を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし くない状況となったときに、市長の避難指 示や住民の自主避難の判断を支援するた め、対象となる市町村を特定して警戒を呼 びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共	第5 [略] 第6 土砂災害警戒情報の発表 1 目的及び発表機関 ○ 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険 を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし くない状況となったときに、市長の避難指 示や住民の自主避難の判断を支援するた め、対象となる市町村を特定して警戒を呼 びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共

2 発表・解除基準

同で発表する。

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)が発表されている場 合において、気象庁が作成する降雨予測に 基づく値が1km メッシュごとの監視基準 (土砂災害発生危険基準線) に達したとき に、県と盛岡地方気象台は、協議の上、その メッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が 作成する降雨予測に基づく値が1km メッシ ュごとの監視基準 (土砂災害発生危険基準 線)に達したときに、県と盛岡地方気象台 は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単 位で土砂災害警戒情報を発表する。

同で発表する。市町村内で危険度が高まっ

ている詳細な領域は、土砂キキクル (大雨警 報(土砂災害)の危険度分布)で確認するこ とができる。危険な場所からの避難が必要

とされる警戒レベル4に相当。

情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに、解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

3 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災</u> 害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し 発表するもので、個別の災害発生箇所・時 間・規模等を詳細に特定するものではない ことに留意する。

(2) • (3) 「略]

(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報 (土砂災害)が発表されているときは、避難 指示の対象地区の範囲が十分であるかどう かなど、既に実施済みの措置の内容を再度 確認し、その結果、必要に応じて避難指示の 対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更 なる措置を検討すること。

4 [略]

5 避難指示等のための情報提供

〇 [略]

1-2-45 土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況			
極めて危険 【警戒レベル <u>4相当</u> 】	濃い紫	すでに土砂災害警戒 情報の基準に到達			
[略]	[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]			
<u>[略]</u>	[略]	[略]			
今後の情報等 に <u>注意</u>	白	_			

※ [略]

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに、解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

3 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の 深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂 災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(2) • (3) 「略]

(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報 (土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。 なお、発令対象区域の絞り込みについては、 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険 度分布)において「災害切迫(黒)」(実況で 大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達)の メッシュが出現し、そのメッシュが土砂災 害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ 警戒レベル5緊急安全確保の発令単位とし て設定した地域内の土砂災害警戒区域等に 警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

4 [略]

5 避難指示等のための情報提供

〇 [略]

土砂災害警戒情報の補足情報

		,
危険度	表示	状況
極めて危険 <u>※</u>	濃い紫	すでに土砂災害警戒 情報の基準に到達
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
<u>[略]</u>	[略]	[略]
今後の情報等 に <u>留意</u>	白	_

※ [略]

※ 「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安 全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

修正

○ 防災基本計画の修正に伴う修正

理由

○ 表記の適正化

/TV/IIII /37		/ F 1 III		
頁		現 計 画		修 正 案
	第	20節 林野火災予防計画	第	520節 林野火災予防計画
1-2-50	第1 [略] 第2 林野火災防止対策の推進 1~4 [略] 5 各関係機関別の実施事項 機 関 実 施 事 項		第1 [略] 第2 林野火災防止対策の推進 1~4 [略] 5 各関係機関別の実施事項 機 関 実 施 事 項	
	盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意 報・火災気象通報等気象情報の 迅速な伝達と周知徹底	盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意 報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u> 迅速な伝達と周知徹底
	[略]	[略]	[略]	[略]
	三陸中部森 林管理署	ア・イ [略] ウ 防火線、 <u>防火林、</u> 防火用 <u>施設</u> <u>の設置及び</u> 資機材の整備 エ [略]	三陸中部森林管理署	ア・イ [略] ウ 防火線、防火用資機材の整 備 エ [略]
修正理由	○ 表記の適	正化		

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第21節 農業災害予防計画	第21節 農業災害予防計画
1-2-52	第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。	第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止 するため、気象の <mark>季節</mark> 予報及び注意報等の迅速 な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技 術の普及を進める。
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
	第1節 活動体制計画	第1節 活動体制計画
1-3-1	第1 基本方針 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。)の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。	第1 基本方針 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。)の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

本編 第	3 章 災害応急 	対策計画 現 計 画		修 正 案			
	第2節	気象予報・警報等の伝達計画	第 2	2 節 気象予報・警報等の伝達計画			
1-3-15	第 1 [略] 第 2 実施機	関(責任者)	第1 [略	系] 施機関(責任者)			
	実施機関	活 動 の 内 容	実施機同	関 活動の内容			
	[略]	[略]	[略]	[略]			
	県本部長	1~3 [略]	県本部	長 1~3 [略] <u>4</u> <u>土砂災害警戒情報の発表</u>			
	[略]	[略]	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]			
	盛岡地方気象台	1 [略] <u>2</u> 気象予報・警報等の関係機関 に対する通知	盛岡地方 象台	1 [略] <u>2</u> <u>土砂災害警戒情報の発表</u> <u>3</u> 気象予報・警報等の関係機関 に対する通知			
	第3 実施要	•••		施要領			
		報・警報等の種類及び伝達		象予報・警報等の種類及び伝達			
		予報・警報等の種類 予報・警報等の種類及びその内容は、		気象予報・警報等の種類 気象予報・警報等の種類及びその内容は、			
		おりである。		のとおりである。			
1-3-16		法に基づくもの)	(気象業務法に基づくもの)				
		レベルを用いた防災情報の提供		警戒レベルを用いた防災情報の提供			
		レベルとは、災害発生のおそれの高 応じて、「居住者等がとるべき行動」		警戒レベルとは、災害発生のおそれの高りに応じて、「居住者等がとるべき行動」			
		心して、「居住有等がとるべき行動」: 階に分け、「居住者等がとるべき行		5段階に分け、「居住者等がとるべき行			
		「当該行動を居住者等に促す情報」と		」と「当該行動を居住者等に促す情報」と			
	を関連	付けるものである。		- 関連付けるものである。			
		住者等がとるべき行動」、「行動を居		「居住者等がとるべき行動」、「 <u>当該</u> 行動			
		に促す情報」及び「行動をとる際の判		居住者等に促す情報」及び「当該行動をと			
1	断に参	考となる情報(警戒レベル相当情	る際の判断に参考となる情報(警戒レベル				

断に参考となる情報(警戒レベル相当情 報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させるこ とで、出された情報からとるべき行動を直 感的に理解できるよう、災害の切迫度に応 じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守 る」という意識を持ち、避難指示等が発令さ れた場合はもちろんのこと、発令される前 であっても行政等が出す防災情報に十分留 意し、災害が発生する前に自らの判断で自 発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

	種類	発 表 基 準
気	早期注意情報	5日先までの警報級の
象	(警報級の可	現象の可能性を[高]、[中]
に	能性)	の2段階で発表する。当日
関		から翌日にかけては時間
す		帯を区切って、内陸、沿岸
る		北部、沿岸南部単位で、2
情		日先から5日先にかけて
報		は日単位で、内陸、沿岸単
		位で発表する。大雨に関し
		て、明日までの期間に[高]
		又は[中]が予想されてい
		る場合は、災害への心構え

動」、「<u>当該</u>行動 「当該行動をと る際の判断に参考となる情報(警戒レベル 相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応さ せることで、出された情報からとるべき行 動を直感的に理解できるよう、災害の切迫 度に応じて、5段階の警戒レベルにより提 供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守 る」という意識を持ち、避難指示等が発令さ れた場合はもちろんのこと、発令される前 であっても行政等が出す防災情報に十分留 意し、災害が発生する前に自らの判断で自 発的に避難することが望まれる。

情報の種類

	1 作	教の理	篊						
	種	類			発	表	基	準	
気	早期	注意情	報	5	日先	まて	きの誓	警報	級の
象	(警	報級の	可	現象	の可	能性	を[]	韦]、	[中]
に	能性)		の2.	段階	で発	表す	る。	当日
関				から	翌日	にカ	いけっ	ては	時間
す				帯を	区切	って	、内	陸、	沿岸
る				北部	、沿	岸南	部単	位で	· 2
情				日先	から	5 ₽	まり	こか	けて
報				は日	単位	で、	内陸	、沿	岸単
				位で	発表	する	。大i	雨 <u>や</u>	高潮
				に関	して	、[唐	[]又[は[ロ	‡]が
				予想	され	てい	る場	合la	は、災
				害へ	の心	構え	とを高	事め	る必

	を高める必要があること			要があることを示す警戒
	を示す警戒レベル 1			レベル 1
記録的短時間	大雨警報発表中の市内に	Ī	記録的短時間	大雨警報発表中の市内に
大雨情報	おいて、キキクルの「非常		大雨情報	おいて、数年に一度程度し
	に危険」(うす紫)が出現			か発生しないような猛烈
	し、かつ数年に一度程度し			な雨(1時間降水量)が観
	か発生しないような猛烈			測(地上の雨量計による観
	な雨(1時間降水量)が観			測)又は解析(気象レーダ
	測(地上の雨量計による観			ーと地上の雨量計を組み
	測)又は解析(気象レーダ			合わせた分析)され、かつ、
	ーと地上の雨量計を組み			キキクル(危険度分布)の
	合わせた分析) されたとき			「危険」(紫)が出現してい
	に、気象庁から発表され			る場合に、気象庁が発表す
	る。この情報が発表された			る。この情報が発表された
	ときは、土砂災害及び低地			ときは、土砂災害及び低地
	の浸水や中小河川の増水・			の浸水や中小河川の増水・
	氾濫による災害発生につ			氾濫による災害発生につ
	ながるような猛烈な雨が			ながるような猛烈な雨が
	降っている状況であり、実			降っている状況であり、実
	際に災害発生の危険度が			際に災害発生の危険度が
	高まっている場所をキキ			高まっている場所をキキ
	クルで確認する必要があ			クルで確認する必要があ
	る。			る。
土砂災害警戒	大雨警報 (土砂災害) の	-	土砂災害警戒	 大雨警報(土砂災害)の
情報(備考1)	発表後、命に危険を及ぼす		情報(備考1)	発表後、命に危険を及ぼす
	土砂災害がいつ発生して		IH +K (MH, 4) I)	土砂災害がいつ発生して
	もおかしくない状況とな			もおかしくない状況とな
	ったときに、市町村長の避			ったときに、市町村長の避
	難指示の発令判断や住民			難指示の発令判断や住民
	の自主避難の判断を支援			の自主避難の判断を支援
	するため、対象となる市町			するため、対象となる市町
	村を特定して警戒を呼び			村を特定して警戒を呼び
	かける情報で、県と盛岡地			かける情報で、県と盛岡地
	方気象台が共同で発表す			方気象台が共同で発表す
	る。市町村内で危険度が高			る。市町村内で危険度が高
	まっている詳細な領域は			まっている詳細な領域は
	大雨警報(十砂災害)の危			土砂キキクル(大雨警報
				(土砂災害)の危険度分
	炭皮ガポ <u>(工砂火音量成刊</u> 定メッシュ情報) で確認す			布)で確認することができ
	<u>たメソンユ情報/</u> (雑誌 9) ることができる。			る。
	ることがくさる。 危険な場所からの避難が			る。 危険な場所からの避難が
	必要とされる警戒レベル			必要とされる警戒レベル
	4に相当			4 に相当。
	看乱雲の下で発生する 積乱雲の下で発生する	F	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する
电仓任息用和	一種乱芸の下で先生する		电仓任息用和	竜巻、ダウンバースト等に
	もの カリンハーハト寺に よる激しい突風に対して			电台、グリンハー A 下寺に よる激しい突風に対して
	よる傲しい矢風に対して 注意を呼びかける情報で、			注意を呼びかける情報で、
	在息を呼びがりる情報で、			産巻等の激しい突風の発 一
	生しやすい気象状況にな			生しやすい気象状況にな
	全してりい気象状がにな			っている時に、内陸、沿岸
	北部、沿岸南部単位で気象			北部、沿岸南部単位で気象
	庁 <u>から</u> 発表する。なお、実 際に危険度が高まってい			庁 <u>が</u> 発表する。なお、実際 に危険度が高まっている
				場所は竜巻発生確度ナウ
	る場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認するこ			
				キャストで確認することができる。また、音巻の日
	とができる。また、竜巻の日敷はおが得られた担合			ができる。また、竜巻の目
	目撃情報が得られた場合			撃情報が得られた場合には、日敷情報があった地域
	には、目撃情報があった地域をデルースの思いで更か			は、目撃情報があった地域
	域を示し、その周辺で更な			を示し、その周辺で更なる
	る竜巻等の激しい突風が			竜巻等の激しい突風が発

発生するおそれが非常に
高まっている旨を付加し
た情報を内陸、沿岸北部、
沿岸南部単位で発表する。
この情報の有効期間は、発
表から概ね1時間である。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害な どの二次災害が発生しやすいと認めら れる場合は、大雨注意報などの基準を 暫定的に引き下げて運用することがあ る。

1-3-17

つ。 ウ 注意報の種類と発表基準						
	種 類	発 表 基 準				
気	[略]	[略]				
象	[略]	[略]				
注意	大雨注意報	大雨により災害が発生				
根報		するおそれがあると予想				
TIX		されたときに発表する。				
		○表面雨量指数基準 8 ○土壌雨量指数基準 79				
		選難に備え、ハザードマ				
		ップ等により災害リスク				
		<u>等を</u> 再確認 <u>するなど</u> 、自ら				
		の避難行動の確認が必要				
	5m4-7	とされる警戒レベル 2				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が				
		発生するおそれがあると予				
		想されたときに発表する。				
		具体的には、火災の危険が 大きい気象条件を予想した				
		場合に発表する。				
		[略]				
	[略]	[略]				
	低温注意報	低温により災害が発生す				
		るおそれがあると予想され				
		たときに発表する。具体的				
		には、低温 <u>のため</u> に農作物 等に著しい被害が発生した				
		り、冬季の水道管凍結や破				
		裂による著しい被害の起こ				
		る <u>恐れ</u> があるときに発表す				
		る。				
	ГшАгЛ	[略]				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
		台風や低気圧等による海				
		面の異常な上昇が予想され				
高	潮注意報	たときに注意を喚起するために発表する。				
		めに光衣する。 ○ 潮位が東京湾平均海面				
1		(BB) [00 B1] 3 dem				

生するおそれが非常に高 まっている旨を付加した 情報を内陸、沿岸北部、沿 岸南部単位で発表する。こ の情報の有効期間は、発表 から概ね1時間である。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害な どの二次災害が発生しやすいと認めら れる場合は、基準を暫定的に引き下げ て運用することがある。

ı	ウ 注意報の種類と発表基準								
	種類	発表 基準							
気	[略]	[略]							
象	[略]	[略]							
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生 するおそれがあると予想 されたときに発表する。 ○表面雨量指数基準 8 ○土壌雨量指数基準 78 ハザードマップによる 災害リスクの再確認等、 難に備え自らの避難行動 の確認が必要とされる警							
	 [略]	戒レベル 2 [略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が 発生するおそれがあると予 想されたときに発表する。 具体的には、火災の危険が 大きい気象条件を予想した <u>とき</u> に発表する。 [略]							
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
高:	潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 ○ 潮位が東京湾平均海面(TP)上0.9m以上と予想							

1-3-18

(TP) 上0.9m以上と予想

	される場合		さ
	高潮警報に切り替える可		
	能性に言及されていない場		能
	合は、避難に備えハザード		合
	マップ等による災害リスク		る
	の再確認等、避難に備え自		避
	らの避難行動の確認が必要		0)
	とされる警戒レベル2		レ
	高潮警報に切り替える可能がある。		能
	能性が高い旨に言及されて いる場合は、高齢者等は危		月E レ`
			険
	とされる警戒レベル3に相		ト と
	当		当
[略]	 [略]	[略]	
洪水注意報	河川の上流域での降雨や	洪水注意報	
	融雪等により河川が増水		耐
	し、災害が発生するおそれ		l
	があると予想されたときに		か
	発表する。		発
	○ 流域雨量指数基準: 甫		C
	嶺川流域=7.1、綾里川流		
	域= <u>6.5</u> 、後ノ入川流域		
	=6.5、盛川流域=20、須崎		
	川流域=7.1、中井川流域		
	=3.6、立根川流域= <u>6.8</u> 、小 通川流域=5.4、鷹生川流		
	週川孤峨=5.4、鳥生川孤 域=8.9		
	○ 複合基準(表面雨量指		С
	数、流域雨量指数の組み		
	合わせによる基準値): 甫		
	嶺川流域=(5、6.9)、綾里		
	川流域= (5、6.5)、後ノ入		
	川流域=(6、6)、盛川流域		
	=(5、19.4)、須崎川流域=		
	(5、7.1)、立根川流域=		
	(5、 <u>6.8</u>)、小通川流域		
	=(7、5)、鷹生川流域=(7、		
	8.3)		
	ハザードマップによる災		ン リ
	害リスクの再確認等、避難 に備え自らの避難行動の確		が備
	認が必要とされる警戒レベ		が
	ルルタとでものも一人		2
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩	地面現象注意報	
(備考1)	れ、地すべり等により災害	(備考1)	旗
	が発生するおそれがあると		お
	予想される場合		場
	見象注意報及び浸水注意報は、	備考1 土砂瓦	
	意報事項を気象注意報に含めて	その注意	
行 <u>う</u> 。		行 <u>い、こ</u>	<u>(1)</u>

備考2 [略]

1-3-19

エ 警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
洪 水 警 報 (備 考 3)	河川の上流域での降雨や 融雪等による河川の増水に より、重大な災害が発生す
	るおそれがあると予想され たときに発表する。

される場合 高潮警報に切り替える可

能性に言及されていない場 合は、ハザードマップによ る災害リスクの再確認等、 壁難に備え自らの避難行動 の確認が必要とされる警戒 レベル2

高潮警報に切り替える可 能性が高い旨に言及されて いる場合は、高齢者等は危 倹な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相

略]

河川の上流域での降雨や 融雪等により河川が増水 し、災害が発生するおそれ があると予想されたときに 発表する。

- 流域雨量指数基準: 甫 嶺川流域=7.4、綾里川流 域=6.6、後ノ入川流域=7、 盛川流域=20.2、須崎川流 域=7.1、中井川流域=3.6、 立根川流域=7.5、小通川 流域=5.4、鷹生川流域 =8.9
- 複合基準(表面雨量指 数、流域雨量指数の組み 合わせによる基準値):甫 嶺川流域=(5、6.9)、綾里 川流域=(5、6.6)、後ノ入 川流域=(6、6)、盛川流域 =(5、19.4)、須崎川流域= (5、7.1)、立根川流域= (5、6.9)、小通川流域 =(7、5)、鷹生川流域=(7、 8.3)

ハザードマップによる災害 リスクの再確認等、避難に **前え自らの避難行動の確認** が必要とされる警戒レベル

大雨、大雪等による土砂 <mark>崩れ</mark>により災害が発生する おそれがあると予想される 易合

1注意報及び浸水注意報は、 最事項を気象注意報に含めて の注意報の標題は用いない。

備考2 「略]

エ 警報の種類と発表基準

種	類		発 表 基 準
洪 水	警	報	河川の上流域での降雨や
(備き	考 3)	融雪等による河川の増水に
			より、重大な災害が発生す
			るおそれがあると予想され
			たときに発表する。

○ 流域雨量指数基準: 甫 嶺川流域=8.9、綾里川流 域=8.2、後ノ入川流域 =8.2、盛川流域=25.1、須 崎川流域=8.9、中井川流 域=4.6、立根川流域=8.6、 小通川流域=6.8、鷹生川 流域=11.2 河川の増水や氾濫、堤防 の損傷や決壊による重大な 災害が対象としてあげられ る。 高齢者等は危険な場所か らの避難が必要とされる警 戒レベル3に相当

<u>地面現象</u>警報 (備考 1) 大雨、大雪等による<u>山崩れ、地すべり等</u>により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 <u>地面現象</u>警報及び浸水警報は、その 警報事項を気象警報に含めて行う。

備考2 [略]

1-3-20

備考3 キキクル等の種類と概要は次のとお りである。

種類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土 砂災害)の危険 度分布)	大雨による主砂災の方のけまる主砂災の方のけまる高まかりの方のけまる高まで1km に50 四方のけまを地に50 で1km で1km で1km で1km で1km で1km で1km で1km
浸水キキクル(大雨警報(浸水・	○ 「 <u>非常に</u> 危険」(<u>うす</u> 紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 [略] 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり
水害) の危険度分布)	の予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階 に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指 数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大 雨警報(浸水害)等が発表 されたときに、危険度が的 まっている場所を面的に

○ 流域雨量指数基準:甫 嶺川流域=9.3、綾里川流 域=8.3、後ノ入川流域 =8.8、盛川流域=25.3、須 崎川流域=8.9、中井川流 域=4.5、立根川流域=9.4、 小通川流域=6.8、鷹生川 流域=11.2 河川の増水や氾濫、堤防 の損傷や決壊による重大な 災害が対象としてあげられ 高齢者等は危険な場所か らの避難が必要とされる警 戒レベル3に相当 <u>土砂崩れ</u>警報 大雨、大雪等による<u>土砂</u> (備考1) 崩れにより重大な災害が発 生するおそれがあると予想

備考1 地面現象<u>土砂崩れ</u>警報及び浸水警報 は、その警報事項を気象警報に含めて 行い、この警報の標題は用いない。

される場合

備考2 「略]

備考3 キキクル等の種類と概要は次のとお りである。

りである	0,0
種類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土 砂災害)の危険 度分布)	大雨にない。 大危いの方分は電子側領している。 大危地とにする。 大のでで1kmに色間をで1kmにの方分はではではではできる。 大きでで1kmにのができる。 でで1kmにの方分はでは、 でで1kmにの方分はでは、 でで1kmにの方分はでは、 でで2を表しているの数でとは、 ではまでは、 ではまでは、 ではまでは、 ではまでは、 ではまでは、 でが必要といるでで、 でが必要といるでで、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要とは、 でが必要はは、 でが必要はは、 でが必要はは、 でが必要はは、 でが必要はは、 でが必要はは、 でが必要は、 でがのでは、 でがのでは、 でが必要は、 でが必要は、 でが必要は、 でが必要は、 でが必要は、 でが必要は、 でがのでは、 でがないる、 でがないないな、 でがないる、 でがないな、 でがないな、 でがないないな、 でがないないないなななななななななななななななななななななななななななななな
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度 分布)	短時間強雨による浸水 害発生の危険度の高まり の予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階 に色分けして示す情報。1 時間先までの表面電量指 数の予測を用いて常り、大 雨警報(浸水害)等が発表 されたときに、危険度が高 まっている場所を面的に

16

1-3-21	オ 特別警報の種類と発表基準
1-3-21	

	オー特別警報の種類と発表基準					
	種 類	発 表 基 準				
気	[略]	[略]				
象	[略]	[略]				
特	大雨特別警	大雨が特に異常であるた				
別	報	め重大な災害が発生するお				
警		それが著しく大きいと予想				
報		されたときに発表する。大				
		雨特別警報には、大雨特別				
		警報(土砂災害)、大雨特別				
		警報(浸水害)、大雨特別警				
		報(土砂災害、浸水害)のよ				
		うに、特に警戒すべき事項				
		が明記される。				
		災害がすでに発生している				
		又は切迫している状況であ				
		り、命の危険が迫っている				
		ため、直ちに身の安全を確				
		保する必要があることを示した数式となれている。				
		す警戒レベル5に相当 ○ [略]				
	[略]					
		[略]				
地面	<u>現象</u> 特別警報	大雨、大雪等による <u>山崩</u>				
(備	背考 3)	<u>れ、地すべり等</u> により重大				
		な災害が発生するおそれが				
		著しく大きいと予想された				
		ときに発表する。				
		○ [略]				

備考1 <u>地面現象</u>特別警報は、「大雨特別警報 (土砂災害)」として発表する。

備考2 [略]

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(7) 緊急地震速報 (警報)

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○「略〕

(イ) 地震情報の種類と内容

		-
種 類	発表基準	内 容
[略]	[略]	[略]
震源・震	以下のいず	地震の発生場所
度 <u>に関す</u>	れかを満たし	(震源) やその規模
<u>る</u> 情報	た場合	(マグニチュード)、
	・震度3以上	震度3以上の地域名
	大津波警	と市町村毎の観測し
	報、津波警	た震度を発表
	報又は注意	震度5弱以上と考
	報発表時	えられる地域で、震
	・若干の海面	度を入手していない
	変動が予想	地点がある場合は、
	<u>される場合</u>	その市町村 <u>名を発表</u>
	緊急地震速	
	報(警報)を	
	発表した場合	

7	 す 特別警報の)種類と発表基準
	種 類	発 表 基 準
気	[略]	[略]
象	[略]	[略]
特別	大雨特別警	大雨が特に異常であるた
警	報	め重大な災害が発生するお
報		それが著しく大きいと予想
		されたときに発表する。大 雨特別警報には、大雨特別
		警報(土砂災害)、大雨特別
		警報 (浸水害)、大雨特別警
		報 (土砂災害、浸水害) のよ
		うに、特に警戒すべき事項
		が明記される。
		災害が発生又は切迫してい
		る状況であり、命の危険が
		迫っているため、直ちに身 の安全を確保する必要があ
		ることを示す警戒レベル5
		に相当
		○ [略]
	[略]	[略]
	<u>崩れ</u> 特別警報	大雨、大雪等による <u>土砂</u>
(備	考3)	<u>崩れ</u> により重大な災害が発
		生するおそれが著しく大き
		いと予想されたときに発表
		する。
		○ [略]

備考1 <u>土砂崩れ</u>特別警報は、「大雨特別警報 (土砂災害)」として発表する。

備考2 [略]

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(7) 緊急地震速報 (警報)

- 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- [略]

(イ) 地震情報の種類と内容

		,
種類	発表基準	内 容
[略]	[略]	[略]
震源・震	・震度1以上	地震の発生場所
度情報	大津波警	(震源) やその規模
	報、津波警	(マグニチュード)、
	報、津波注意	震度1以上を観測し
	報発表又は	た地点と観測した震
	若干の海面	度を発表。それに加
	変動が予想	えて、震度3以上を
	<u>された時</u>	観測した地域名と市
	緊急地震速	町村毎の観測した震
	報(警報)発	度を発表。
	<u>表時</u>	震度 5 弱以上と考
		えられる地域で、震
		度を入手していない
		地点がある場合は、

1-3-22

					その市町村 <u>・地点</u> 名
各地の震	・震度1以上	震度1以上を観測			を発表。
度に関す	一 展及 1 以工	<u> </u>			
る情報		震の発生場所(震源)			
3 114 114		やその規模(マグニ			
		チュード)を発表			
		震度5弱以上と考			
		えられる地域で、震			
		度を入手していない			
		地点がある場合は、			
推計震度	・震度5弱以	その地点名を発表	# 31	多 英 5 3 2 1	知识日子友地の歴
推訂長度 分布図	・	観測した各地の震 度データをもとに、	推計震度	・震度5弱以	観測した各地の震 度データをもとに、
刀和囚	<u> </u>	2 km 四方ごとに推	7年四日	上	<u>250 m</u> 四方ごとに推
		計した震度 (震度4			<u>200 m</u>
		以上)を図情報とし			以上)を図情報とし
		て発表			て発表 <mark>。</mark>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
遠地地震	[略]	地震の発生時刻、	遠地地震	[略]	地震の発生時刻、
に関する		発生場所(震源)や	に関する	※国外で発	発生場所(震源)や
情報		その規模(マグニチ ュード)を概ね30分	情報	生した大規	その規模(マグニチ
		以内に発表		模 <u>噴火を覚</u> 知した場合	ュード)を <u>地震発生</u> から概ね30分以内に
		日本や国外への津		にも発表す	<u>200</u> 100,4330万万万円(C
		波の影響に関しても		ることがあ	日本や国外への津
		記述して発表		<u>る。</u>	波の影響に関しても
					記述して発表。
					※国外で発生した大
					規模噴火を覚知した
					場合は、噴火発生か
					<u>ら1時間半~2時間</u> 程度で発表。
長周期地	・震度 <u>3</u> 以上	高層ビル内での被	長周期地	・震度 1 以上	地域毎の震度の最
震動に関		害の発生可能性等に	震動に関	を観測した	大値・長周期地震動
する観測		ついて、地震の発生	する観測	地震のうち	階級や長周期地震動
情報		場所(震源)やその	情報	長周期地震	の周期別階級等を発
		規模(マグニチュー		動階級1以	表。高層ビル内での
		ド)、地域ごと及び地		上を観測し	被害の発生可能性等
		点ごとの長周期地震		た場合	について、地震の発
		動階級等を発表(地 震発生から約20~30			生場所(震源)やその規模(マグニチュ
					一ト)、地域ごと及び
		ページ上に掲載)。			地点ごとの長周期地
					震動階級等を発表
					(地震発生から約 <u>10</u>
					分後に気象庁ホーム
Emt-3	Fm4-7			5.4.3	ページ上に掲載)。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(ウ)	[略]		(ウ)	[略]	

キ [略]

(7) [略]

注)・津波による災害のおそれがなくなった と認められる場合、津波警報又は津波 注意報の解除を行う。このうち、津波注 意報は、津波の観測状況等により津波 がさらに高くなる可能性は小さいと判 断した場合には、津波の高さが発表基 準より小さくなる前に、海面変動が継

キ [略]

(7) [略]

注)・津波による災害のおそれがなくなった と認められる場合、大津波警報、津波警 報又は津波注意報の解除を行う。この うち、津波注意報は、津波の観測状況等 により津波がさらに高くなる可能性は 小さいと判断した場合には、津波の高 さが発表基準より小さくなる前に、海

1-3-24

続することや留意事項を付して解除を 面変動が継続することや留意事項を付 行う場合がある。 して解除を行う場合がある。 ク その他 ク その他 [略] [略] (2)~(4) [略] (2)~(4) [略] (5) 県の措置 (5) 県の措置 1-3-29 ○ [略] 〇 [略] ○ 夜間及び休日等における気象予報・警 ○ 夜間及び休日等における気象予報・警 報等の受領及び通知は、災害警戒本部又 報等の受領及び通知は、災害警戒本部、災 は市本部が設置されている場合を除い <u>害特別警戒本部</u>又は市本部が設置されて いる場合を除いて、本庁の当直員が行う。 て、本庁の当直員が行う。 ○ 所要の修正 修正 理由 ○ 表記の適正化

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現	計	画		修	正	案	
	第4節 忄	青報の収集・	伝達計画		第4節	情報の収集・	伝達計画	
1-3-34	第 1 [略] 第 2 実施機関(<u>〕</u>	賃任者)			第1 [略] 第2 実施機関(責任者)		
	実施機関	収集・伝 達する災 害情報の 内容	初期情 報報告 様式	被害額等報告 様式	実施機関	収集・伝 達する災 害情報の 内容	初期情 報報告 様式	被害額等報告 様式
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	東日本電信電話 (株)岩手支店 エヌ・ティ・ニケィションズ(株) (株) N T T ドコモ K D D I (株) ソフトバンク (株)	[略]	[略]	[略]	東日本電信電話 (株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) (株) NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク (株) 楽天モバイル (株)	,	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修正理由								

現	計画	修	正 案
第6節	交通確保・輸送計画	第6節	交通確保・輸送計画
第 1 [略] 第 2 実施機関(]	賃任者)	第 1 [略] 第 2 実施機関(〕	責任者)
実施機関	担当業務	実施機関	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
東北地方整備局	1 所管する一般国道45号	東北地方整備局	1 所管する一般国道45号
	及び三陸沿岸道路に係る	1	及び三陸沿岸道路に係る
事務所	通行規制、災害対策基本	事務所	通行規制、災害対策基本
	法に基づく車両の移動等	釜石港湾事務所	法に基づく車両の移動等
	及び応急復旧		及び応急復旧
	第6節第1 [略]第2 実施機関(〕 実施機関	第6節 交通確保・輸送計画 第1 [略] 第2 実施機関(責任者) 実施機関 担当業務 [略] [略] 東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所 1 所管する一般国道45号及び三陸沿岸道路に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等	第 6 節交通確保・輸送計画第 6 節第 1 [略]第 2 実施機関(責任者)第 1 [略]実施機関担当業務実施機関[略]担当業務実施機関取北地方整備局南三陸沿岸国道事務所1 所管する一般国道45号及び三陸沿岸道路に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等電三陸沿岸国道事務所金石港湾事務所金石港湾事務所金石港湾事務所

		2 災害対策基本法に基づ く県又は市長に対する区 間指定の指示	2 災害対策基本法に基づく県又は市長に対する区間指定の指示3 海上輸送のための航路啓開及び港湾施設の応急復旧		
	[略]	[略]	[略]		
	(市本部の担当)		(市本部の担当)		
	[略]		[略]		
	第3 交通確保		第3 交通確保 1・2 [略]		
1-3-52	1・2 [略] 3 緊急輸送道路	冬の指定	1・2 [畸] 3 緊急輸送道路の指定		
1 3 32		107 H.C			
	〇 [略]		〇 [略]		
	〇 緊急輸送道	道路は、以下のとおり区分する。	○ 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。		
	ア [略]	- 6. 16.3333	ア [略]		
		紧急輸送道路 	イ 第2次緊急輸送道路 (第1)次緊急輸送道路		
		緊急輸送道路と防災拠点(県地 会、生活圏中心都市以外の市町	第1次緊急輸送道路と防災拠点(県地		
		き、生活圏中心部川以外の病院、	区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町 村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、		
		・消防署、自衛隊駐屯地ほか)、	消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか)、		
		(道の駅ほか)、交通拠点、広域	輸送拠点(道の駅ほか)、交通拠点、広域		
	防災拠点を	と連絡する道路	防災拠点 <u>、重要物流道路及び代替・補完</u>		
	5-63		<u>路が連結する拠点</u> を連絡する道路		
	4~6 [略]		4~6 [略]		
	第4 緊急輸送 1・2 [略]		第4 緊急輸送 1・2 [略]		
1-3-56	3 海上輸送		1 · 2 · []		
1 3 30	(1) [略]		(1) [略]		
	(2) 船舶の確保	₹	(2) 船舶の確保		
		長は、船舶による緊急輸送が必	○ 市本部長は、船舶による緊急輸送が必		
		た場合は、東北運輸局長に対	要と認めた場合は、東北運輸局長又は岩		
	し、船舶の	の <u>あっせん</u> を要請する。	<u>手運輸支局長</u> に対し、船舶の <u>供給</u> を要請		
	○ あっせん	んの要請は、次の事項を明示し	する。 ○ <mark>供給</mark> の要請は、次の事項を明示して、		
		<u>し</u> い安明は、氏の事項を引から 重輸局気仙沼海事事務所長、あ	県本部長(防災課)を通じて行う。		
		本部長(防災課)を通じて行う。	3		
14:					
修正	○ 所要の修正				
理由					

頁	現計画	修 正 案
	第8節 水防活動計画	第8節 水防活動計画
1-3-63	第 1 基本方針	第 1 基本方針
	1 洪水 <u>(大雨)</u> 又は高潮による水災を警戒、	1 洪水 <u>、内水、津波</u> 又は高潮による水災を警
	防ぎょし、被害の軽減を図る。	戒 <u>し</u> 、防ぎょし、 <u>及びこれによる</u> 被害の軽減
		を図る。
	2・3 [略]	2・3 [略]
	第2 [略]	第2 [略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	○ 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎょ	○ 洪水、内水、津波又は高潮による水災を警
	し、これによる被害を軽減するための水防活	戒し、防ぎょし、 <mark>及び</mark> これによる被害を軽減
	動は、水防法第33条の規定に基づく「大船渡	するための水防活動は、水防法第 33 条の規
	市水防計画」及び消防組織法第4条第 15 号	定に基づく「大船渡市水防計画」及び消防組
	の規定に基づく「消防計画」に定めるところ	織法第4条第 15 号の規定に基づく「消防計

	により実施する。	画」に定めるところにより実施する。
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由		

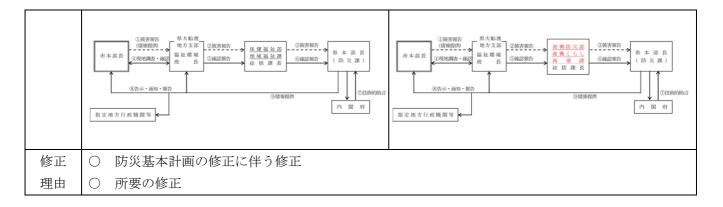
本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第9節 相互応援協力計画	第9節 相互応援協力計画
1-3-64	第1 基本方針 1~5 [略]	第1 基本方針 1~5 [略] 6 県、市は、他の地方公共団体に対し、技術 職員の派遣を求める場合においては、復旧・ 復興支援技術職員派遣制度を活用するものと する。
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由		

本編 第3章 災害応急対策計画

頁		現 計 画			修 正 案	
	第10	節 自衛隊災害派遣要調	請計画	第10	節 自衛隊災害派遣要	請計画
1-3-71	第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 ○ [略]			第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 (下)		
	項目	内 容	該当章節	項目	内 容	該当章節
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	<u>炊飯</u> 及び 給水	被災者に対し、 <u>炊</u> <u>飯</u> 及び給水を実施す る。	第3章 第16節 第17節	<u>給食</u> 及び 給水	被災者に対し、 <mark>給</mark> 食及び給水を実施す る。	第3章 第16節 第17節
				<u>入浴支援</u>	被災者に対し、入 浴支援を実施する。	=
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正					
理由						

/TY//IIII //J	· 为 0 平 《 人 日 心 心 人 水 市 邑				
頁	現 計 画	修 正 案			
	第13節 災害救助法の適用計画	第13節 災害救助法の適用計画			
1-3-81	第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準 [略] 2 法適用の手続 ○ [略] ○ [略] 災害救助法適用の手続	第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用の基準 [略] 2 法適用の手続 ○ [略] ○ [略] 災害救助法適用の手続			



本編 第	3章 災害応急対策計画	
頁	現 計 画	修 正 案
	第14節 避難・救出計画	第14節 避難・救出計画
1-3-83	第1 基本方針 1 災害発生時において、住民等の生命、身体 の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難 指示等を伝達するとともに、避難支援 <u>従事</u> 者 の安全を確保しながら、避難誘導を行う。	第1 基本方針 1 災害発生時において、住民等の生命、身体 の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難 指示等を伝達するとともに、避難支援 <mark>等関係</mark> 者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
1-3-88	第2 [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1)~(8) [略] (9) 避難支援従事者の安全確保 ○ 市本部長は、あらかじめ定めた安全確 保策に従い、避難支援 <u>従事</u> 者の安全の確 保を図る。	第2 [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1)~(8) [略] (9) 避難支援従事者の安全確保 ○ 市本部長は、あらかじめ定めた安全確 保策に従い、避難支援 <u>等関係</u> 者の安全の 確保を図る。 ○ 避難支援可能時間の定めのない市町村
1-3-91	2~4 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) [略] (2) 指定避難所の運営	にあっては、津波到達予想時刻から避難者への到着予想時間、避難者を伴っての避難所要時間を控除した時間を避難支援時間として活動する。あらかじめ訓練により各所要時間を算出しておくことが求められる。 2~4 [略] 5 指定避難所の設置、運営(1) [略] (2) 指定避難所の運営
1 3 91	○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。	 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
1-3-98	○ [略] (3)・(4) [略] 6~9 [略] 10 住民等に対する情報等の提供体制 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略]	○ [略] (3)・(4) [略] 6~9 [略] 10 住民等に対する情報等の提供体制 ○ [略] ○ [略] ○ [略]

○ 県は、発災時に安否不明者(行方不明者 となる疑いのある者)の氏名等の公表や安 否情報の収集・精査等を行う場合に備え 市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手 続等について整理し、明確にしておくよう 努めるものとする。 ○ 市は、要救助者の迅速な把握のため、 否不明者についても、関係機関の協力を得 て、積極的に情報収集を行うものとする。 ○ 県は、要救助者の迅速把握による救助活 動の効率化・円滑化のために必要と認める ときは、市町村等と連携の上、安否不明者 の氏名等を公表し、その安否情報を収集・ 精査することにより、速やかな安否不明者 の絞り込みに努めるものとする。 ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 修正 理由 ○ 所要の修正

本編 第3章 災害応急対策計画

頁 現 計 画 修 正 案 第15節 医療・保健計画 第15節 医療・保健計画 第1~第6 [略]	
第1~第6 [略] 第1~第6 [略]	
第7 災害中長期における医療体制 第7 災害中長期における医療体制	
1 · 2 [略] 1 · 2 [略]	
1-3-105 3 健康管理活動の実施 3 健康管理活動の実施	
○ [略]	
○ [略]	
○ [略]	
○ 県本部長は、健康管理活動を行うに当た ○ 県本部長は、健康管理活動を行	うに当た
り、必要に応じて日本赤十字社岩手県支部り、必要に応じて日本赤十字社岩	手県支部
に要請する。	
修正 〇 所要の修正	
理由	

頁	現計画	修 正 案
	第16節 食料、生活必需品等供給計画	第16節 食料、生活必需品等供給計画
1-3-109	第 1 [略] 第 2 実施機関(責任者)	第 1 [略] 第 2 実施機関(責任者)
	実施機関 担 当 業 務	実施機関 担 当 業 務
	[略]	[略]
	陸上自衛隊 岩手駐屯部隊1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく 出し	陸上自衛隊 岩手駐屯部隊 1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給 食
	[略]	[略]
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 [略]	1 [略]
1-3-110	2 物資の種類	2 物資の種類
		〇 [略]
		○ [略]
1 1	○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢	○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢

者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患 者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾 患者、食物アレルギーを有する者等に配慮 患患者、食物アレルギーを有する者、宗教 <u>上等の理由により食事制限のある者</u>等に なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等 配慮する。 に当たっては、管理栄養士の活用を図るこ なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食 等に当たっては、管理栄養士の活用を図る ととする。 こととする。 修正 ○ 所要の修正 理由 ○ 防災基本計画の修正に伴う修正

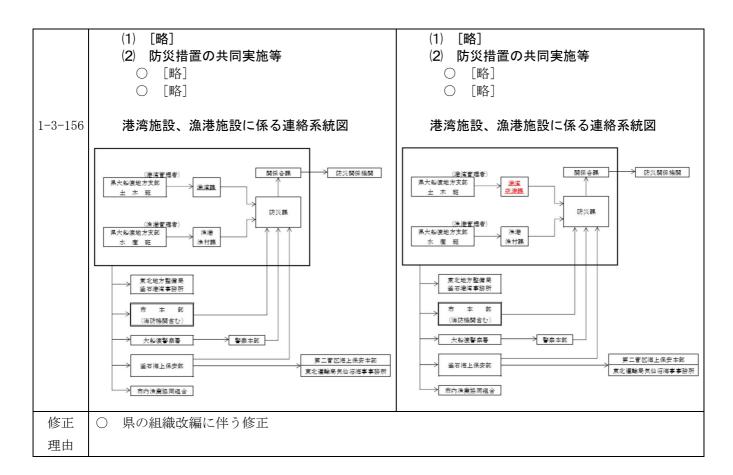
本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現	計 画			修	正	案	
	第18節 応急仮設	住宅の供与等及び応	急修理計画	第18節	応急仮設	住宅の供与	等及び応	5急修理計画
1-3-117	第 1 [略] 第 2 実施機関(責任者)			略] ミ施機関(責任者)		
	実施機関	担当業	務	実施	極機関	担	当 業	務
	[略]	[略]		[]	略]	[略]		
	県 本 部 長 (救助実施市)	[略]		県 本	部 長	[略]		
修正	○ 表記の適正化	1						
理由								

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現	計 画	修正案
	第24節 ライフラ	イン施設応急対策計画	第24節 ライフライン施設応急対策計画
1-3-146	第 1 [略] 第 2 実施機関(責任 1 ~ 3 [略] 4 電気通信施設	者)	第 1 [略] 第 2 実施機関(責任者) 1 ~ 3 [略] 4 電気通信施設
	実施機関	担当業務	実施機関 担当業務
	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ (株) (株) NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ (株) (株) NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)
修正	○ 表記の適正化		'
理由			

頁 現 計 画	修 正 案
第25節 公共土木施設等応急対策計画	第25節 公共土木施設等応急対策計画
第1·第2 [略] 第3 実施要領 1·2 [略] 3 港湾施設、漁港施設	第1·第2 [略] 第3 実施要領 1·2 [略] 3 港湾施設、漁港施設



本編 第3章 災害応急対策計画

平柵 另	3 早 火舌心忌刈鬼計画	<u>, </u>		
頁	現 計 画	修 正 案		
	第30節 防災ヘリコプター出動要請計画	第30節 防災ヘリコプター出動要請計画		
	// / // / / / [m/z]	// / // / / // C [M/]		
1 0 170	第1・第2 [略]	第1・第2 [略]		
1-3-173	第3 実施要領 1・2 [略]	第3 実施要領 1・2 [略]		
	3 活動内容	3 活動内容		
	[略]	「略] [略]		
	「略] [略]	[略]		
	[略]	[略] [略]		
	ア 交通遠隔地からの傷病者	ア 交通遠隔地からの傷病者		
	の搬送	の搬送		
	イの傷病者の転院搬送	イ 傷病者の転院搬送		
	ウ 交通遠隔地への医師、機材	ウ 交通遠隔地への医師、資機		
	救 急 活 動 等の搬送	救 急 活 動 材等の搬送		
		<u>工</u> <u> </u>		
	<u>エ</u> その他特に防災ヘリコプ	<u>オ</u> その他特に防災ヘリコプ		
	ターによる活動が有効と認	ターによる活動が有効と認		
	められる場合	められる場合		
	4 応援要請	4 応援要請		
	○ 市本部長等は、災害発生時において、防	○ 市本部長等は、災害発生時において、防		
	災へリコプターの出動が必要と判断した場	災へリコプターの出動が必要と判断した場		
	合は、次の事項を明示して、県本部長に対	合は、次の事項を明示して、県本部長に対		
	し、防災ヘリコプターの応援を要請し、 <u>後</u>	し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文		
	<u>日、</u> 文書を提出する。	書を提出する。		
	[略]	[略]		
1-3-174	5 受入体制	5 受入体制		
	○ [略]	〇 [略]		
	26			

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着 陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 林野火災における空中消火を行う場合 は、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着 陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

修正

○ 防災基本計画の修正に伴う修正

理由

○ 所要の修正

地震・津波災害対策編 第1章 総則

現 計 正 案 2-1-1 第1節 計画の目的 第1節 計画の目的 この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び 財産を地震及び津波災害から保護するため、市及 財産を地震及び津波災害から保護するため、市及 び各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、 び各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、 相互に協力して防災の万全を期するために必要な 相互に協力して防災の万全を期するために必要な 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関 する事項を策定するものである。 する事項を策定するものである。 なお、この計画は、本市における過去の地震及 なお、この計画は、本市における過去の地震及 び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・ び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・ 淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月 淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月 11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が 11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が 発生している状況、さらには、「津波避難対策推進 発生している状況、さらには、「津波避難対策推進 マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」、千島 マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」や三陸 海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)及び日 沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(国 本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成29年度 の地震調査研究推進本部が実施)を踏まえ、東日 31年度に国の地震調査研究推進本部が実施)や県 本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び 津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想され が実施した津波浸水想定の設定(令和3年度)及 び被害想定の調査結果(令和3~4年度「岩手県 る震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地 震にも対応できる体制の整備を図ることを目的と 地震・津波被害想定調査」) や三陸沖から房総沖に かけての地震活動の長期評価(国の地震調査研究 する。 推進本部が実施)を踏まえ、東日本大震災津波並 また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災の推進に係る特別措置法(平成16年法律 びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋 第27号。以下「法」という。)第6条第1項の規定 の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上 に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応でき 係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」と る体制の整備を図ることを目的とする。 いう。) について、当該地震に係る地震防災上重要 また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る な事項を定め、当該地域における地震防災対策の 地震防災の推進に係る特別措置法(平成16年法律 推進を図ることとしたものである。 第27号。以下「法」という。)第6条第1項の規定 なお、法第3条の規定により、本市が推進地域 に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に の区域に指定された。(平成18年4月3日内閣府告 係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」と 示第58号) いう。) について、当該地震に係る地震防災上重要 な事項を定め、当該地域における地震防災対策の 推進を図ることとしたものである。 ○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正 修正

理由

○ 表記の適正化

頁	現	計 画	修	正案
	第4節 防災関係機	関の責務及び業務の大綱	第4節 防災関係機	関の責務及び業務の大綱
	第 1 [略] 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 ~ 5 [略] 6 指定公共機関		第 1 [略] 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 ~ 5 [略] 6 指定公共機関	
2-1-4				
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
	東日本電信電話(株)	[略]	東日本電信電話(株)	[略]
	岩手支店		岩手支店	
	エヌ・ティ・ティ・コ		エヌ・ティ・ティ・コ	
	ミュニケーションズ		ミュニケーションズ	
	(株)		(株)	
	(株) NTTドコモ		(株) NTTドコモ	
	KDDI (株)		KDDI (株)	
	ソフトバンク(株)		ソフトバンク(株)	
			<u>(株) 楽天モバイル</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]
修正	○ 県防災会議条例改正に伴う修正			
理由	○ 表記の適正化			

地震·津波災害対策編 第1章 総則

頁	現 計 画
	第6節 地震、津波の想定
2-1-8	第1 地震、津波の想定の基本的な考え方 ○ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。
	○ 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波を想定する。 ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地地震(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び遊地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示(以下本編中「避難指示等」という。)の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 ※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年(明治29年)6月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。 ※遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じ

第1 地震、津波の想定の基本的な考え方

修

○ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、その要因の調査分析を踏まえ、県は、令和3~4年度に津波防災地域づくりに関する法律に基づき最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を行うとともに、最大クラスの地震・津波を対象とした新たな被害想定を実施した

正

第6節 地震、津波の想定

案

- <u>今後</u>の防災対策については、地震、津波の 規模が想定よりも大きい可能性も十分に視 野に入れて、<u>日本海溝・千島海溝沿いの地震</u> <u>及び津波</u>並びに過去の最大クラスの海溝型 の地震及び津波を想定する。
- また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地地震(※)、火山噴火等による | 瀬位変化(※) に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示(以下本編中「避難指示等」という。)の発令体制などの避難に関する対策も検討する。
- ※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年(明治29年)6月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。
- ※遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じ

ないような遠方での地震による津波のこと。 ないような遠方での地震による津波のこと。 1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等 1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等 を襲ったチリ地震津波がその代表例。 を襲ったチリ地震津波がその代表例。 ※火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火に よる気圧波や山体崩壊等の火山現象による 潮位変化(防災対応上「津波」と呼称)のこ と。2022年(令和4年)1月16日に岩手県に 津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフ ンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模 <u>噴火に伴う潮位変化が</u>その代表例。 第2 想定する地震の考え方 第2 想定する地震の考え方 本市に影響を及ぼすおそれのある海溝型地震 本市に影響を及ぼすおそれのある海溝型地震 については、平成23年(2011年)東北地方太平 については、日本海溝・千島海溝沿いの最大ク ラスの地震及び平成23年(2011年)東北地方太 洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震 を想定する。 平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの 地震を想定する。 第3 想定する津波の考え方 第3 想定する津波の考え方 津波対策を構築するに当たっては、基本的に 津波対策を構築するに当たっては、基本的に 次の2つのレベルの津波を想定する。 次の2つのレベルの津波を想定する。 (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害 (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害 をもたらす最大クラスの津波 (L2津波) をもたらす最大クラスの津波 (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高 (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高 く、津波高は低いものの、大きな被害をもた く、津波高は低いものの、大きな被害をもた らす津波 らす津波(L1津波)

「火山噴火等による潮位変化に関する情報のあり方とそれを踏まえた情報発信の運用改善につい

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

て」(令和4年7月27日気象庁報道発表)に伴う修正

○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正

修正

理由

頁	現計画	修 正 案
	第 1 節 防災知識普及計画	第1節 防災知識普及計画
	第 1 [略]	 第1 [略]
	第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
	1 [略]	1 [略]
2-2-1	2 職員に対する防災教育	2 職員に対する防災教育
	○ [略]	〇 [略]
	○ [略]	〇 [略]
		○ 津波に関する防災教育、訓練、津波から
		の避難の確保等を効果的に実施するため、
		津波対策にデジタル技術(ハザードマップ
		のレイヤー化、GIS化等)を活用するよ
		<u>う努めるものとする。</u>
	3 住民等に対する防災知識の普及	3 住民等に対する防災知識の普及
	○ [略]	○ [略]
		○ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの ※難の確保等な効果的に実施するなめ、浄波
		避難の確保等を効果的に実施するため、津波 対策にデジタル技術(ハザードマップのレイ
		ヤー化、GIS化等)を活用するよう努める
		ものとする。
2-2-2	 4 児童、生徒等に対する教育	4 児童、生徒等に対する教育
	【本編・第2章・第1節・第2・4参照】	【本編・第2章・第1節・第2・4参照】
	2	○ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの
		避難の確保等を効果的に実施するため、津波
		対策にデジタル技術(ハザードマップのレイ
		ヤー化、GIS化等)を活用するよう努める

ものとする。 5・6 [略] 5・6 [略] 第3 津波防災マップの作成 第3 津波防災マップの作成 ○ 県は、平成23年(2011年)東北地方太平洋 ○ 県は、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラ 沖地震による津波やその他の過去に発生した スの断層モデルに加え、過去に発生した最大 最大クラスの津波を想定した津波浸水想定 クラスの津波を想定した津波浸水想定(津波 (津波があった場合に想定される浸水の区域 があった場合に想定される浸水の区域及び水 及び水深)を設定し、関係市町村長に通知す 深)を設定し、関係市町村長に通知するとと るとともに公表する。 もに公表する。 ○ 市は、過去に発生した最大クラスの津波浸 ○ 市は、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラ 水域を津波浸水想定として、津波防災マップ スの断層モデルに加え、過去に発生した最大 を作成し、住民等に対し、マップの意義や避 クラスの津波浸水域を津波浸水想定として、 難場所等に関する周知、啓発に努める。 津波防災マップを作成し、住民等に対し、マ ップの意義や避難場所等に関する周知、啓発 に努める。

○ 防災基本計画の修正に伴う修正

岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正

修正

理由

地震・津	波災害対策編 第2章 災害予防計画
頁	現 計 画
2-2-4	第3節 防災訓練計画 第1 [略] 第2 実施要領 1 [略] 2 [略] 3 各訓練項目において留意すべき事項
	市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。 (1) 通信情報連絡訓練 震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。
	(2) <u>職員非常招集訓練</u> 震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩等による非常参集訓練等 を実施すること。
	(3) 消防訓練 震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。 (4) 避難訓練 地震により津波が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。
	(5) <u>津波訓練</u> 地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保した上での水門等の閉鎖及び海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。 (6) 救出救助訓練 震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施するこ

第3節 防災訓練計画

修

第1 [略]

第2 実施要領

- 1 [略]
- 2 「略]
- 3 各訓練項目において留意すべき事項 市は、<u>地震・津波</u>に関する訓練の実施に当 たっては、次の事項に留意して実施する。

正

案

(1) 災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

(2) 通信情報連絡訓練

通常の通信手段が途絶した場合を想定 し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛 星携帯電話等各種通信手段を用いた通信 訓練を実施する。

(3) 職員非常招集訓練

通常の交通手段が途絶した場合を想定 し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参 集訓練等を実施する。

(4) 消防訓練

消防や消防団による訓練のほか、地域住 民、自主防災組織による初期消火訓練を実 施する。この際、消火栓の使用が不可能と なった場合等を想定し、自然水利等その他 の水利を用いた消火にも留意する。

(5) 避難訓練

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

(6) 救出救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同 して多数傷病者が発生した場合に対応する

と。 訓練を実施する。この際、現地調整所の設 置・運営に留意する。 (7) 施設復旧訓練 (7) 施設復旧訓練 震災によりライフライン機能が途絶した ライフライン機能が途絶した場合を想定 場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓 し、これらの施設の応急復旧訓練を実施す 練を実施すること。 る。 图 交通規制訓練 緊急輸送を確保するための関係機関の連 携、規制の周知等に係る訓練を実施する。 (9) 医療救護訓練 多数の傷病者が発生した場合を想定し 医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及 び応急手当等の医療活動訓練を実施する。 (10) 避難所開設・運営訓練 行政と町内会、自主防災組織、NPO等 が連携した訓練を実施する。この際、外国 人、観光客や企業従業員等地域住民以外の 人々の受入、感染症等対策に留意する。 (11) 要配慮者を対象とした訓練 個別避難計画に基づく避難行動要支援者

> の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利 用施設の避難に係る訓練を実施する。この 際、避難支援者の活動における安全確保に

留意する。

修正

○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正

理由

○ 所要の修正

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	第5節 避難対策計画	第5節 避難対策計画
	第 1 [略]	第 1 [略]
	第2 避難計画の作成	第2 避難計画の作成
2-2-6	1 避難計画	1 避難計画
	【本編・第2章・第6節・第2・1参照】	【本編・第2章・第6節・第2・1参照】
	○ 市は、避難指示等を住民等に周知し、迅	○ 市は、 <u>原則、</u> 避難指示を <u>発令することを</u>
	速・的確な避難行動に結びつけるよう、そ	住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に
	の伝達内容等を定める。	結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
	○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波	○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波
	地震や遠地地震に関しては、住民等が避難	地震や遠地地震 <u>、火山噴火等による潮位変</u>
	の意識を喚起しない状態で突然津波が押し	<u>化</u> に関しては、住民等が避難の意識を喚起
	寄せることのないよう、避難指示 <u>等</u> の発令・	しない状態で突然津波が押し寄せることの
	伝達体制を整える。	ないよう、避難指示の発令・伝達体制を整
		える。
	2 津波避難計画	2 津波避難計画
	○ 市は、避難場所等として指定する施設の	○ 市は、避難場所等として指定する施設の
	管理者その他関係機関等と協議の上、「津波	管理者その他関係機関等と協議の上、 <mark>県の</mark>
	避難対策推進マニュアル検討会報告書(平	津波浸水想定の設定を踏まえ、「津波避難対
	成25年3月)」に基づき、次の事項を内容と	策推進マニュアル検討会報告書(平成25年
	した津波避難計画等を策定する。	3月)」に基づき、次の事項を内容とした津
		波避難計画等を策定する。
	(1) 津波浸水予想地域 (当該予想地域の設	(1) 津波浸水予想地域 <mark>の設定</mark>
	定に際しては、予想を超える可能性があ	
	<u>ることに留意し、住民の避難を軸とした</u>	
	避難計画とするよう配慮する。)	
	(2)~(11) [略]	(2)~(11) [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	(1) [略]	(1) [略]

	(2) 平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖	(2) 津波防災地域づくりに関する法律に基
	地震による津波やその他の過去に発生した。	づき、日本海溝・千島海溝沿いの最大ク
	た最大クラスの津波を <u>想定した</u> 津波対策 を構築すること。	<u>ラスの断層モデルに加え、</u> 過去に発生した最大クラスの津波を対象として、県が
	を博築すること。	た取入グラスの律板を <u>対象として、原が</u> 令和3年度に実施した津波浸水想定の設
		定を踏まえた津波対策を構築すること。
	〇 [略]	<u>たで聞またに</u> 伴放り水を構業すること。 ○ 「略]
2-2-7	3・4 [略]	3・4 「略]
	第3~第7 [略]	第3~第7 [略]
	第8 津波に対する住民等の予防措置	第8 津波に対する住民等の予防措置
	1 住民の予防措置	1 住民の予防措置
	○ 津波に対する正しい知識を身につける。	○ 津波に対する正しい知識を身につける。
	ア〜ウ [略]	ア〜ウ [略]
	エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しない	エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しない
	ままに押し寄せる、いわゆる津波地震や	ままに押し寄せる、いわゆる津波地震や
	遠地地震により津波が発生する可能性も	遠地地震 <u>、火山噴火等による潮位変化</u> に
	ある。	より津波が発生する可能性もある。
	オ・カ [略]	オ・カ [略]
	○ 日頃から、津波に対する備えを怠らない。	○ 日頃から、津波に対する備えを怠らない。
	ア 避難場所、避難道路等を確認する。	ア 避難場所、避難路等を確認する。
	イ~才 [略]	イ~才 [略]
2-2-8	○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電	○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電
	話、防災行政無線、広報車等を通じて入手	話、防災行政無線、広報車、赤と白の格子
	する。	<u>模様の旗(津波フラッグ)</u> 等を通じて入手
	○ 叶巛甘土司 エ の <i>佐</i> 丁)、N こ <i>佐</i> 丁	する。
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由	○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正	
生山	○ 所要の修正	

地震·津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案
	第6節 要配慮者の安全確保計画	第6節 要配慮者の安全確保計画
2-2-9	第1 基本方針	第 1 基本方針
	1 県は、市等の防災関係機関、要配慮者関係	1 県は、市等の防災関係機関、要配慮者関係
	団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び	団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び
	地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保	地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保
	を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避	を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避
	難誘導等の体制づくりを支援する。特に、市	難誘導等の体制づくりを支援する。特に、市
	に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支	に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支
	援に関する取組指針」を参考にした <u>避難行動</u>	援に関する取組指針」 <u>(令和3年5月改定)</u> を
	要支援者の情報の収集及び防災関係機関への	参考にした <u>避難行動要支援者名簿及び個別避</u>
	<u>提供のための</u> 体制づくりの支援を行うととも	難計画の作成を進め、それらを活用して津波
	に、その進捗状況等を確認する。	災害における避難支援を円滑に実施できる体
		制づくりの支援を行うとともに、その進捗状
		況等を確認する。
	2 市は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル	2 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝
	及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定	達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達
	<u>するとともに、</u> 実際に避難訓練等を行うなど、	体制を定めるとともに個別避難計画の作成に
	県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅	<u>努める。また、</u> 実際に避難訓練等を行うなど、
	医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等	県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅
	の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の	医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等
	安全確保を図る体制づくりを進める。	の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の
		安全確保を図る体制づくりを進める。
修正	○ 所要の修正	
理由		
理田		

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-16	第11節 交通施設安全確保計画 第1・第2 [略] 第3 鉄道施設 1 [略] 2 防災業務施設・設備の整備 ○ 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等の整備をする。	第11節 交通施設安全確保計画 第1・第2 [略] 第3 鉄道施設 1 [略] 2 防災業務施設・設備の整備 ○ 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等の整備をする。
修正	○ 所要の修正	
理由		

修

第1・第2 [略]

第3 実施要領

正

第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画

案

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画 現

第1・第2 [略]

第3 実施要領

計 画

第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画

頁

	1 津波警報等の種類及び伝達			1 津波警報等の種類及び伝達		
	(1) 地震動の警報及び地震情報の種類			(1) 地	震動の警報及び	地震情報の種類
2-3-15	ア 緊急地震速報(警報)			ア	緊急地震速報(警報)
	○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予			0	気象庁は、 <u>最</u>	大震度 5 弱以上又は長
		想された場合に	、震度4以上が予想さ		周期地震動階級	3以上のの揺れが予想
		れる地域に対し、	、緊急地震速報(警報)		された場合に、	震度4以上又は長周期
		を発表し、日本方	対送協会(NHK)に伝		地震動階級3以	上が予想される地域に
		達する。また、放	送事業者等の協力を得		対し、緊急地震	 東報(警報)を発表し、
		て、テレビ、ラジ	オを通じて住民に提供		日本放送協会(NHK)に伝達する。
		する。			また、放送事業	者等の協力を得て、テ
					レビ、ラジオを通	通じて住民に提供する。
	0	震度6弱以上	の揺れを予想した緊急	0	緊急地震速報	(警報) のうち震度 6
		地震速報 (警報)	は、地震動特別警報に		弱以上又は長周	期地震動階級4の揺れ
	<u> </u>	位置付けられる。	<u>) </u>	が予想される場合のものを特別警報に		
				位置付けている。		
	1	地震情報の種類	と内容	1	地震情報の種類	と内容
	種 類	発表基準	内 容	種 類	発表基準	内 容
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	震源・震	以下のいず	地震の発生場所	震源・震	· 震度1以上	地震の発生場所
	度に関す	れかを満たし	(震源)やその規模	度情報	大津波警	(震源) やその規模
	<u>る</u> 情報	た場合	(マグニチュード)、		報、津波警	(マグニチュード)、
		震度3以上	震度3以上の地域名		報、津波注意	震度 <u>1</u> 以上 <u>を観測し</u>
		大津波警	と市町村毎の観測し		報発表又は	た地点と観測した震
		報、津波警	た震度を発表		若干の海面	度を発表。それに加
		報又は注意	震度 5 弱以上と考		変動が予想	えて、震度3以上を
		報発表時	えられる地域で、震		された時	観測した地域名と市
		・若干の海面	度を入手していない		・緊急地震速	町村毎の観測した震
		変動が予想	地点がある場合は、		報(警報)発	<u>度を発表。</u>
		される場合	その市町村 <u>名を発表</u>		<u>表時</u>	震度5弱以上と考
		• 緊急地震速				えられる地域で、震
		報 (警報) を				度を入手していない
		発表した場合				地点がある場合は、
						その市町村 <u>・地点</u> 名
						を発表。
I	1		20	1		ļ

	各地の震 度に関す る情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、				
	推計震度分布図	・震度 5 弱以 上	世点がある場合は、 その地点名を発表 観測した各地の震 度データをもとに、 1 km 四方ごとに推 計した震度(震度4 以上)を図情報として発表		計震度布図	・震度 5 弱以 上	観測した各地の震 度データをもとに、 250m四方ごとに推 計した震度(震度4 以上)を図情報とし て発表。
2-3-16	[略] 遠地地震 に関する 情報	[略]	[略] 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	に	各] 地地震 関する 報	[略] [略] ※国外で発 <u>模</u> したを 模したを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	[略] 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半~2時間程度で発表。
	長動に関連を表現である。長期では、大きのでは、ままのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たらのでは、た	・震度 <u>3</u> 以上	高層ビル内で等性 を生の でので等生の でのでで等生の でのでででででできた。 でででででできた。 でででできた。 でででできた。 でででででででできた。 ででででできた。 でででででででででできた。 でででででででででででできた。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	震	周期に割りている。 関連の関連を関する 観り できます おいまい はいい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい	・震度 <u>1</u> 以上 を観測の力地震 思開報 1以 上を観測し た場合	地域毎の震度の最 大値・長周期地震動
	[略]ウ	[略]	[略]	[]	各] ウ	[略]	[略]
2-3-17	(2) [略 ア	[略] 1~3 [略] 4 準に 4 準に 2 ないは 2 ないは 2 ないは 2 はい 3 に 2 はい 3 に 4 は 3 に 4 は 5 に 5 に 6 は 6 は 7 に 7 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8	5災害のおそれがなく られる場合、津波警報 報の解除を行う。この 意報は、津波の観測状 き波がさらに高くなる いと判断した場合に さが発表基準より小さ 海面変動が継続するこ		(2) [畔 ア	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	が災害のおそれがなく られる場合、大津波警 又は津波注意報の解除 うち、津波注意報は、 次況等により津波がさ 可能性は小さいと判 は、津波の高さが発表 くなる前に、海面変動

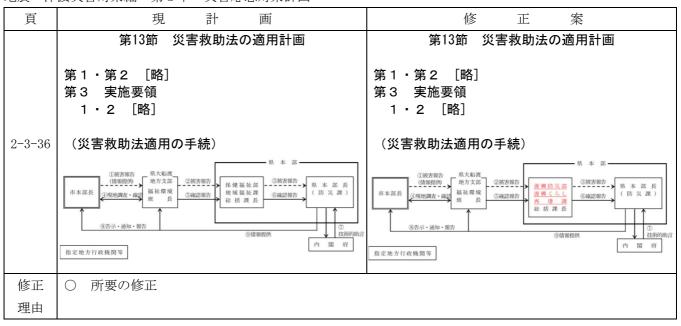
	とや留意事項を付して解除を行う 場合がある。	が継続することや留意事項を付し て解除を行う場合がある。
	物ロかめる。 (3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
	(5) 市の措置	(5) 市の措置
	(6) [略]	
	○ [略]	○ [略]
	○ [略]	○ [略]
	〇 [略]	〇 [略]
	○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の	○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の
	方法による。	方法による。
2-3-21	ア 同報系防災行政 カ ソーシャルメディア	ア 同報系防災行政 カ ソーシャルメディア
	無線キ広報車	無線キ広報車
	イ 有線放送 ク サイレン及び警鐘	イ 有線放送 ク サイレン及び警鐘
	ウ コミュニティ ケ 自主防災組織等の	ウ コミュニティ ケ 自主防災組織等の
	FM、臨時災害放 広報活動	FM、臨時災害放 広報活動
	送局	送局 <u>コ</u> <u>津波フラッグ</u>
	工電話	工電話
	オの繋急	オの大学にある。
	速報メール	速報メール
修正	○ 表記の適正化	
理由	○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修 正 案
	第6節 交通確保・輸送計画	第6節 交通確保・輸送計画
至-3-28		17 271

		1
		<u>ア 要請理由 オ 輸送日時</u>
		<u>イ</u> 輸送貨物の所在地 <u>カ</u> 荷送人
		<u>ウ</u> 輸送貨物の内容、 <u>キ</u> 荷受人
		数 <u>量</u>
		LA SV III
		○ 東北運輸局長は、関係団体又は関係事
		業者等に海上輸送の協力要請を行う。
		○ 市本部長は、船舶を確保するため、必
		要に応じて、市内各漁業協同組合の長に
		対して、漁船のあっせんを要請する。
		○ 市本部長は、海上における緊急輸送を
		確保するため、必要に応じて、東北内航
		海運組合の長に海上輸送を要請し、その
		協力を得る。
		○ 海上輸送の要請は、次の事項を明示し
		て県本部(復興防災部防災課)を通じて
		<u>行う。</u>
		ア 輸送物資の内容、数量
		<u> </u>
		(3) 港湾機能の回復
		○ 港湾管理者は、地震・津波の危険がな
		くなった後早急に港湾施設の被災状況を
		確認し、関係機関の協力を得て機能の回
		<u>復に努める。</u>
		○ 県は、国土交通省と連携し、緊急輸送
		復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ
		物流機能の確保を図る。
		(4) 航路の啓開
		○ 県は、国土交通省や関係機関の協力に
		より重要度の高い港湾から、港湾内の船
		の航行に支障を来す瓦礫等の有無及び水
		深調査、測量を実施して航路を啓開する。
		○ 県は、国土交通省や第二管区海上保安
		本部と連携し、使用できる港湾、航路に
		関する情報を提供する。
		○ 県本部長は、市本部長及び利用する港
		湾管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾
		到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連
		<u>絡する。</u>
		(6) 巡視船艇の出動
		○ 市本部長は、緊急輸送を必要とする場
		<u>合において、船舶を確保するいとまがな</u>
		いときは、釜石海上保安部長に対して、
		巡視船艇の出動を要請する。
		○ 出動の要請は、次の事項を明示して、
		釜石海上保安部、あるいは県本部(復興
		防災部防災課)を通じて行う。
		イ 輸送貨物の所在地 <u>カ</u> 荷送人
		ウ 輸送貨物の内容、 キ 荷受人
		<u>数量</u> <u>ク</u> その他参考事項
		<u>工</u> <u>輸送先</u>
修正	○ 所要の改正	
理由		
*-T-		

地震·津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画



地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修 正 案
2-3-37	第14節 避難・救出計画 第1 基本方針 1 震災発生時において、住民等の生命、身体 の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難 指示等を行うとともに、避難支援 <u>従事</u> 者の安 全を確保しながら、避難誘導を行う。	第14節 避難・救出計画 第1 基本方針 1 震災発生時において、住民等の生命、身体 の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難 指示等を行うとともに、避難支援等関係 安全を確保しながら、避難誘導を行う。
修正	○ 県防災会議条例改正に伴い修正	
理由	○ 表記の適正化	

現 頁 計 īF. 案 第1節 総則 第1節 総則 2-5-1 第1 推進計画の目的 第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 置法(平成16年法律第27 号。以下「法」という。) 置法(平成16年法律第27 号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島 第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地 海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推 域(以下「推進地域」という。) について、日本 進地域 | という。) について、日本海溝・千島海 海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災 溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備 上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事 すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波か 項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い 発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保 らの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型 関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本 震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海 海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災 溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上 上重要な対策に関する事項を定め、当該地域に 重要な対策に関する事項を定め、当該地域にお おける地震防災対策の推進を図ることを目的と ける地震防災対策の推進を図ることを目的とす する。 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策 第2 推進地域 として行う事務又は業務の大綱 法第3条の規定により、本市が推進地域の区 域に指定された。(平成18年4月3日内閣府告示 市の区域に係る地震防災に関し、市の区域の 全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、 第58号) の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及 び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な 施設の管理者(以下この章において「防災関係 機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大 綱は、第1章第4節「防災関係機関の責務及び 業務の大綱」に定めるところによる。 第3 特別強化地域 法第<u>9条の規定により、本市が特別強化地域</u> に指定された。(令和4年10月3日内閣府告示第 第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策 として行う事務又は業務の大綱 市の区域に係る地震防災に関し、市の区域の 全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、 の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及 び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な 施設の管理者(以下この章において「防災関係 機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大 綱は、第1章第4節「防災関係機関の責務及び 業務の大綱」に定めるところによる。 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正 修正 理由

地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 तित

古

只	九 川 凹	10 工 采
2-5-2	第2節 市本部等の設置等	第2節 後発地震への注意を促す情報が発信さ
		<u>れた場合にとるべき防災対策に関する事項</u>
	第1 市本部等の設置	第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市
	市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又	<u>の災害に関する会議等の設置等</u>
	は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地	<u>1</u> 後発地震への注意を促す情報等の伝達

т.

#

震」という。)による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、大船渡市災害警戒本部又は市本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「市本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 市本部等の組織及び運営

市本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、 大船渡市災害対策本部条例及び大船渡市災害対 策本部規程に定めるところによるものとし、そ の活動体制計画については、第3章第1節「活 動体制計画」に定めるところによる。

第3 市職員の動員配備体制

通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、市内で震度5弱以上を観測し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに市本部又は地区本部等に参集することとする。

なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等 の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制 計画」に定めるところによる。 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- (1) 市内部及び関係機関相互間の伝達体制 市 HP、SNS 及び FAX 等を通じて関係機関 へ伝達する。
- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

第3章第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 市の災害に関する会議等の設置

市本部等の設置運営方法その他の事項に ついては、第3章第1節「活動体制計画」に 定めるところによる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信され た後の周知

市 HP、SNS 及び防災行政無線等を通じて住民 及び報道機関に対して周知する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に 至った地震の発生から1週間、後発地震に対し て注意する措置を講ずる。

第4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを 再確認するとともに、施設・設備等の点検等に より円滑かつ迅速な避難を確保するよう備え る。

(後発地震に対して注意する措置)

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認 等日頃からの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安 否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯 等円滑かつ迅速に避難するための備え
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・ 連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対 策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅 速な避難を確保するための備え
- 4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び 非常持出品の準備、避難行動を支援する体制 の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速 な避難を確保するための備え

修正理由

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正

地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

頁	現計画	修正案
2-5-3	第3節 <u>地震発生時の応急対策等</u>	第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項
	<u>第 1</u> 地震発生時の応急対策 <u>1</u> 情報の収集・伝達	第1資機材、人員等の配備手配1被災時における物資等の調達手配及び人員

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

- ア 市その他の防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。
- イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、 災害情報を収集することとする。その 際、当該災害が国・県の総合的な災害対 策を実施する必要がある大規模災害で あると認められるときは、特にその規模 の把握のため必要な情報の収集に努め ることとする。

(2) 避難指示

第3章第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

(3) 避難方法・避難誘導等

第3章第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視等

市は、通信施設、水門等の津波防災施設、 公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共 施設等及び避難場所に指定されている施設 の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被 災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動 体制計画」及び第7節「津波・浸水対策計画」 に定めるところによる。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二 次災害防止のため、必要に応じた施設の点 検・応急措置、関係機関との相互協力等を実 施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における 火災警戒等について、必要な措置を講ずるも のとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

市は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県及び関係機関等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第8節「消防 活動計画」及び第15 節「医療・保健計画」に 定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第16節「食料、 生活必需品等供給計画」に定めるところによ るが、次の事項にも配慮する。

- の配備のうち、応急対策を実施するため広域 的措置が必要なものは第3章第9節「相互応 援協力計画」に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を 求める必要がある場合に備え締結した事前応 援協定その他の手続上の措置を予め把握する ものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 2 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の 確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救 助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣 活動については、第3章第10節「自衛隊災害 派遣要請計画」に定めるところによる。

第3 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法は第2章第7 節「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定め るところによる。

- (1) 市は、発災後適切な時期において、市が 所有する公的備蓄量及び企業との協定等 により調達可能な流通備蓄量等について、 主な品目別に確認するものとする。
- (2) 市は、(1)により把握した数量等を踏まえ、被災の状況を勘案し、不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、あっせんの要請を行う。

6 輸送活動

市は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、防災 関係機関等と連携し活動を行うこととする。 その活動については、第3章第6節「交通 確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・感染症予防活動

市は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、防災関係機関等と連携し活動を行うこととする。 その活動については、第3章第15節「医療・保健計画」及び第19節「感染症予防計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

<u>1</u> 物資等の調達手配

市は、市内における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保に努める。また、 県が保有する物資等の供給等について要請 を行うものとする。

その活動については、第2章第9節「防災 施設等整備計画」及び第3章第9節「相互応 援協力計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

市は、市内における人員の配備状況を把握 し、必要に応じて県及び他の市町村へ職員の 応援派遣等を要請する。

その活動については、第3章第9節「相互 応援協力計画」に定めるところによる。

3 <u>災害応急対策に必要な資機材及び人員の配</u> 置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合に おいて、市計画に定める災害応急対策及び 施設等の応急復旧対策を実施するため、必 要な資機材の点検、整備及び配備等の準備 を行うものとする。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容 は、防災関係機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 県、他の市町村等への応援要請

第3章第9節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

第3章第10 節「自衛隊災害派遣要請計画」 に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、 北海道から東北に至る広範な地域に被害が 発生する可能性があり、災害発生時に隣接市 町からの応援を求めることは困難となるこ とから、県や他の地方公共団体と協議し、広 域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周

		辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対 策要員の配置等の対応策についても考慮す る。				
修正理由	0	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正				

#溝型地震防災対策推進計画

	办《《安·杜·尔·尔· · · · · · · · · · · · · · · · ·				
地展・伊藤 一 頁	皮災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海 現 計 画				
2-5-5	第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に				
	関する事項				
	第1 津波からの防護のための施設の整備等				
	1 整備方針 (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれ (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれ (1) アーオ関係の清原提供 (1) アーオ関係の清原提供 (1) アーオ (
	のある地域において、水門等の遠隔操作				
	化、防潮堤・防波堤・堤防等の補強等必要				
	な施設整備を推進することとし、その整備				
	方針及び計画は第2章第14 節「津波災害				
	予防計画」に定めるところによる。				
	(2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要解により、海波がた時の迅速などに				
	理要綱等により、津波発生時の迅速な対応 が可能となるよう定期的な施設の点検や、				
	門扉等の閉鎖体制の確認等、施設管理を徹				
	<u>門</u> 原寺の闭鎖体前の推説寺、旭設昌 座を 徹底することとする。				
	<u> </u>				
	による被害が生じるおそれある場合は、河				
	川・海岸水門管理要綱等により、水門及び				
	期門の閉鎖を行うものとする。				
	(4) 市は、津波により孤立が懸念される地域				
	の漁港等の整備を行うこととし、その整備				
	方針及び計画については、第2章第9節				
	「防災施設等整備計画」及び第14 節「津				
	波災害予防計画」に定めるところによる。				
	(5) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝				
	達を行うため、避難計画の策定や防災行政				
	無線の整備等を行うこととし、その整備等				
	の方針及び計画については、第2章第5節				
	「避難対策計画」及び第4節「通信確保計				
	画」に定めるところによる。				
	第2 津波に関する情報の伝達				
	津波に関する情報の伝達に係る基本的事項				
	は第3章第14 節「避難・救出計画」に定める				
	ところとするが、次の事項にも配慮する。				
	(1) 津波に関する情報が、市民及び公私の団				
	体(以下「居住者等」という。)及び観光客、				
	釣り客やドライバー等(以下「観光客等」				
	という。) 並びに防災関係機関に対し、正確				
	かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚				

- 障害者、視覚障害者等にも的確に伝わるこ と等に配慮すること
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸 から離れた水深の深い安全水域への港外 退避等の措置
- (3) 市内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

1 市は、第3章第14 節「避難・救出計画」 に基づき、全体の状況把握に努め、必要な連

津波からの防護<u>、</u>円滑な避難の確保<u>及び</u> 第4節 迅速な救助に関する事項

īF.

案

第1 津波からの防護

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれの ある地域において、水門等の遠隔操作化、防 潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進す ることとし、その整備方針及び計画は第2章 第14節「津波災害予防計画」に定めるところ による。
- (2) [略]
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波に よる被害が生じるおそれのある場合は、河 川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘 門の閉鎖を行うものとする。また、内水排除 施設等は、施設の管理上必要な操作を行うた めの非常用発電装置の整備、点検その他所要 の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域の 港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整 備方針及び計画については、第2章第9節 「防災施設等整備計画」、同第14節「津波災害 予防計画」に定めるところによる。
- (5) 「略]

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る関係者の連 絡体制は次のとおり。

- 1 市内部及び関係機関相互間の伝達体制、防 災関係機関、地域住民等に対する伝達体制及 び船舶に対する伝達体制
 - 第3章第2節「津波警報・地震情報等の伝 達計画」に定めるところによる。
- 2 管轄区域内の被害状況の情報収集体制 第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に 定めるところによる。
- 3 防災行政無線の整備等 第2章第4節「通信確保計画」に定めると ろによる。

第3 地域住民等の避難行動等

市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来 時に的確な避難を行うことができるよう、次の とおり取り組むこととする。

1 避難対象地域

避難情報に関するガイドラインを参考に 市が定める。

2 避難方法

第3章第14節「避難・救出計画」に定める ところによる。

絡調整を行うものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対す <u>る支援や、外国人、出張者及び旅行者等に対</u> する誘導などについて、支援を行う者の避難 に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実 施する。

2 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難 を行うことができるよう、津波避難に関する 意識啓発のための対策を実施する。

その活動については、第2章第1節「防災 知識普及計画」に定めるところによる。

第4 消防機関等の活動

市は、第3章第7節「津波・浸水対策計画」 及び第8節「消防活動計画」に基づき、消防機 関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保 等のために講ずる措置について、次の事項を重 点としてその対策を定めるものとする。

- (1) <u>津波警報等の情報の的確な収集及び伝</u> <u>達</u>
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) <u>自主防災組織等の津波避難計画作成等</u> に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動 拠点の確保
- (6) 海面の監視、警戒及び水防施設の管理者 への連絡通知
- (7) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の 準備並びに人員の配置
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備等

第5 電気、ガス、上下水道、通信、放送関係

電気、ガス、上下水道、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第12節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」及び第24節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

<u>1</u> 電気

電気事業の管理者等は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

<u>2</u> ガス

ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な 避難を確保するため、火災等の二次災害防止 のための利用者によるガス栓閉止、液化石油 ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関す る広報を実施するものとする。

3 上下水道

上下水道事業の管理者等は、津波からの円 滑な避難を確保するため、上下水道管の破損 等による二次災害を軽減させるための措置 を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確 実に伝達するために必要な通信を確保する ため、電源の確保等の対策を実施する。

3 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

- 4 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援等は第2章第6節「要配慮者の安全確保計画」に定めるところによる。
- 5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等 第3章第14節「避難・救出計画」に定めると ころによる。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保 について第2章第5節「避難対策計画」、第3章 第14節「避難・救出計画」に基づき取り組むこ ととする。

第5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画策定指針を作成・変更し、第2章第5節「避難対策計画」に定めるところにより周知を行う。

第6 消防機関等の活動

市は、第3章第7節「津波・浸水対策計画」、 第8節「消防活動計画」に基づき、消防機関及 び水防団が津波からの円滑な避難の確保等の ために講ずる措置について、次の事項を重点と してその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) <u>自主防災組織等の津波避難計画作成等</u> に対する支援
- (4) <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u>
- (5) <u>所管区域内の監視、警戒及び水防施設の</u> 管理者への連絡通知
- (6) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の 準備並びに人員の配置
- (7) 水防資機材の点検、整備、配備等

第7 電気、ガス、上下水道、通信、放送関係

電気、ガス、上下水道、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第12節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第24節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとする。

<u>第8</u> 交通

<u>1</u> 道路

<u>(1)</u> 交通規制

<u>県警察及び道路管理者は、津波の来襲に</u> より危険度が高いと予想される区間及び

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等 への情報の正確かつ迅速な伝達のため不 可欠であるため、地震発生時には津波に対 する注意喚起に努めるとともに、津波警報 等の正確かつ迅速な報道に努めることと する。
- (2) 放送事業者は、市その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

第6 交通対策

<u>1</u> 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲 により危険度が高いと予想される区間及び 避難路としての使用が予定されている区間 についての交通規制の内容を定めるととも に、事前の周知措置を講ずることする。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等 について、除雪、消雪、凍雪害防止のための 必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第6節「交通 確保・輸送計画」に定めるところによる。

2 釜石海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずることとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第6節「交通 確保・輸送計画」及び第25 節「公共土木施 設等応急対策計画」に定めるところによる。

<u>3</u> 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲等により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章第25 節「公 共土木施設等応急対策計画」に定めるところ による。

<u>4</u> 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、列車、 船舶等の乗客や、駅に滞在する者の避難誘 導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、避難路 について除雪、消雪、凍雪害防止のための 必要な措置について考慮する。

第7 市が管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、診療所、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

<u>2</u> 海上

- (1) 釜石海上保安部及び港湾管理者は、海上 交通の安全を確保するため、海域監視体制 の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域 における船舶交通の制限等の措置を実施 するものとする。
 - (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれが ある港湾における港湾利用者の退避など の安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと想定される区間における運行の停止等の運行上の措置は、第3章第25節「公共土木施設等応急対策計画」に定めるところによる。

4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、列車、 船舶等の乗客や、駅に滞在する者の避難誘 導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、避難路 について除雪、消雪、凍雪害防止のための 必要な措置について考慮する。

第9 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、 社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書 館、診療所、学校等の管理上の措置は、施設 ごとに消防計画等に定めるところであるが、 概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達 海岸近くにある施設については、津波 警報等の発表が行われる前であっても、 強い揺れを感じたとき、または弱い揺れ であっても長い時間ゆっくりした揺れ を感じたときは直ちに避難するよう、入 場者等に対し伝達する。
- <u>イ</u> 入場者等の避難のための措置
- <u>ウ</u> 施設の防災点検及び設備、備品等の転 倒、落下防止措置する。
- <u>エ 出火防止措置</u>
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 診療所等にあっては、重症患者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- イ 学校等にあっては、
 - (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域に あるときは、避難誘導のための必要な 措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- <u>イ</u> 入場者等の安全確保のための退避等 の措置
- <u>ウ</u> 施設の防災点検及び設備、備品等の転 倒、落下防止措置
- 工 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ消防用設備の点検、整備
- <u>キ</u>非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 診療所等にあっては、重症患者、高齢 者等、移動することが不可能又は困難な 者の安全確保のための必要な措置
- <u>イ</u> 学校等にあっては、
 - (7) 当該学校が、津波避難対象地区に あるときは、避難の安全に関する措置 (4) 当該学校等に保護を必要とする生 徒等がいる場合は、これらの者に対する 保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、 高齢者等移動することが不可能又は困 難な者の安全の確保のための必要な措 置
- エ 施設が海岸近くにある場合には、強い 地震を感じたとき、又は弱い地震であっ ても長いゆっくりとした揺れを感じた ときは、大津波警報又は津波警報等が発 表される前であっても、直ちに避難する よう来場者等に対し伝達するための必 要な措置

<u>2</u> <u>災害応急対策の実施上重要な建物に対す</u> <u>る措置</u>

- (1) 市本部又は地区本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - <u>ア</u> <u>自家発電装置、可搬式発電機等による</u> 非常用電源の確保
 - <u>イ</u> 無線通信機器等通信手段の確保
 - <u>ウ</u> 市本部設置に必要な資機材及び緊急 車両等の確保
- (2) 市は、屋内避難に使用する県有施設の活用について、県に対して協力を要請する。

3 工事中の建築物等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生するお それがある場合は、工事中の建築物その他の 工作物又は施設については、工事を中断する ものとする。

- <u>徒等がいる場合、これらの者に対する</u> <u>保護の措置</u>
- ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、 高齢者等、移動することが不可能又は困 難な者の安全の確保及び避難誘導のた めの必要な措置

<u>2</u> <u>災害応急対策の実施上重要な建物に対す</u> る措置

市本部又は地区本部がおかれる庁舎等の 管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、 次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の 施設に設置する場合は、その施設の管理者に 対し、同様の措置をとるよう協力を要請する ものとする。

- (1) <u>自家発電装置、可搬式発電機等による非</u> 常用電源の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の確保
- (3) <u>市本部開設に必要な資機材及び緊急車</u> <u>両等の確保</u>

3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

第10 迅速な救助

- 1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- 2 市は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等 に関する要綱」に定める応援等実施計画及び 受援計画等による緊急消防援助隊の人命救 助活動等の支援体制の整備を行うものとし、 その方策は第3章第8節「消防活動計画」に 定めるところによる。
- 3 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 4 県は、市町村の消防団に関する加入促進に よる人的確保、車両・資機材の充実、教育・ 訓練の充実を図る取り組みについて、必要に 応じて、適切な助言等を行うものとする。

修正 理由 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正

現 頁 計 画 修 正 案 2-5-9 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関 備計画 する事項 1 整備すべき施設 地震上緊急に整備すべき施設等の整備計画に 次の施設等の整備計画については、地震防災 ついては、地震防災対策特別措置法に基づく 対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五 「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める 箇年計画」に定めるところによる。 ころによる。 なお、市が所有する施設については、対策を 計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時 の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震 <u>診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。</u> (1) 建築物、構造物等の耐震化 (2) 避難地の整備 (3) 避難路の整備 (4) 津波対策施設 (5) 消防用施設の整備等 (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港 湾又は漁港の整備 (7) 通信施設の整備 (8) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、 他公共空地の整備 (9) その他の事業 市及びその他の防災関係機関は、第3節第 1及び第4節第2に定める情報の収集及び 伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施す るため必要な通信施設を整備するものとす <u>る。</u> 通信施設の整備計画は次のとおりである。 (1) 市防災行政無線 (2) その他の防災関係機関等の無線 <u>2</u> 整備方針 (1) 施設整備の年次計画に当たっては、防災効 果が発揮されるよう、整備の順序及び方法に ついて考慮する。 (2) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策と ハード対策を組み合わせた効果的な対策の 実施に考慮する。 修正 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正 理由

地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-10	第6節 防災訓練 <u>計画</u>	第6節 防災訓練 <u>に関する事項</u>
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、県、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。 なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。	市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した 防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策打	推進計画修正に伴う修正

地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

頁	現 計 画	修 正 案				
2-5-10	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する				
	<u>計画</u>	<u>事項</u> 				
	[略]	[略]				
修正	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正					
理由						

地震・津波災害対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

地長 作	及 炎 吾 对 束 編	用 り早	口平伊伊	・十島海南周辺海沿	再至地展防	火刈水作	些計画		
頁		現	計	画		修	正	案	
					第8節	津波避難対	対策緊急	事業計画0	0基本となる
							べき事	<u>項</u>	
					N.L. N.L. SMI	there is a factor process of	NII - X		S. S
									<u> </u>
					すべき事業の種類並びに目標及び達成時期は次の				
					とおり。 津波避難	作 (本)中 3	いた。政	日福	達成時期
					対策緊急			<u>目標</u>	<u> </u>
					事業を行				
					う区域	<u>.</u> 急に多			
						べき			
						種類			
					永浜地区	区 避難品	各その		令和6年
					2440444	他の過		<u> </u>	度
						路の悪			
						関する	事業		
					綾里地区	区 避難品	各その	3 箇所	令和6~
						他の過			8年度
							整備に		
						関する	事業		
						•			
修正	〇 日本海溝	事・千島海	溝周辺海	溝型地震防災対策的	推 推 推 推 計 画 修	正に伴う値	 多正		
理由									